

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画
【改定版】

～ 053 (ゼロごみ) のまち とまこまい ～

令和3年3月

苫 小 牧 市

〈 目 次 〉

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨と目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画対象地域	3
第4節 計画期間	3
第2章 地域の概況	4
第1節 人口・世帯数	4
第2節 事業所数・従業員数	6
第3節 観光客数	6
第3章 ごみ処理基本計画	7
第1節 ごみ処理の現状及び課題	7
1 用語の定義	7
2 ごみ処理体系	8
3 ごみ排出量の推移	9
4 1人1日当たりのごみ排出量の推移	11
5 資源化量及びリサイクル率の推移	12
6 ごみの組成分析	13
7 ごみ減量及び資源化施策の現状	16
8 収集運搬の現状	21
9 中間処理及び最終処分の現状	22
10 ごみ処理経費の推移	25
11 広域ごみ処理の現状	26
12 不法投棄	27
13 中期計画の施策実施状況	28
14 中期計画における目標値の達成状況	33
15 今後のごみ処理の課題	37
第2節 人口及びごみ排出量の将来予測	39
1 将来人口の設定方法	39
2 ごみ排出量の将来予測	39
第3節 計画の基本フレーム	41

1 基本理念	41
2 基本方針	41
3 基本目標	42
4 数値目標を達成した場合のごみ排出量の予測	45
5 施策の体系	46
第4節 ごみ処理計画	47
1 【基本方針1】4Rの推進によるごみの減量	47
2 【基本方針2】市民との情報共有と環境教育の推進	50
3 【基本方針3】環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進	52
第4章 生活排水処理基本計画	54
第1節 生活排水処理の現状及び課題	54
1 生活排水処理体系	54
2 処理形態別人口の推移	56
3 浄化槽設置基数の推移	57
4 収集運搬及び処理の現状	58
5 収集運搬及び処理経費の現状	59
6 生活排水処理の課題	59
第2節 計画の基本フレーム	60
1 基本方針	60
2 基本目標	60
3 処理主体	60
4 処理形態別人口	61
5 し尿・浄化槽汚泥の排出量	62
第3節 生活排水処理計画	63
1 生活排水に関する施策	63
2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	63

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨と目的

苫小牧市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成22年度から令和6年度までを計画期間とする「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「全体計画」という。）を平成22年3月に策定しました。この計画においては、15年間の長期的な展望としましたが、環境省のごみ処理基本計画策定指針では「おおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」とされていることから、計画策定から5年後の平成28年3月に計画の見直しを行い、「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画【改訂版】」（以下「中期計画」という。）を策定しました。中期計画では、基本理念として「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」を掲げ、①4R（注）の推進によるごみ減量、②市民との情報共有と環境教育の推進、③環境負荷の低減を目指す効率的なごみ処理事業の推進の3つの基本方針を定めました。本市では、これらの基本理念及び基本方針に基づき、中期計画の策定から5年間、ごみの発生・排出削減及びリサイクル、適正処理に向けた様々な取組を推進してきました。

この間、国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などの重要な方向性を掲げるとともに、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな目標を設定しました。また、北海道は、令和2年3月に「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」を改定し、循環型社会の形成に関する施策の基本的方針や数値目標を定めました。さらに、本市においても、平成30年3月に「苫小牧市総合計画」を策定し、廃棄物の適正処理と資源循環型社会の実現を含めた今後のまちづくりの指針を示したところです。

このように本市のごみ処理及び生活排水処理を取り巻く状況は大きく変化しており、特に本年はコロナ禍により、ごみの排出に大きな影響が表れています。今後のごみ処理行政を推進する上では、これらの社会情勢の変化に対応した取組を進める必要があります。また、冒頭に示したように、ごみ処理基本計画策定指針ではおおむね5年ごとの見直しが適切であるとされていることから、このたび計画の見直しを行うこととしました。

本計画の策定に当たっては、上位計画である苫小牧市総合計画の内容を踏まえるとともに、本市におけるごみ処理・生活排水処理の課題や国の新たな方向性にも配慮し、循環型社会の構築を目指し、本市が今後進める基本方針や数値目標、施策を定めるものとします。

※注 4Rとは、Refuse：リフューズ（もらわない）・Reduce：リデュース（出さない）・Reuse：リユース（再利用する）・Recycle：リサイクル（再生する）です。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の第6条第1項において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられている一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）について定めるものであり、苫小牧市総合計画、国や北海道の関連計画、関連法令などにに基づき策定します。

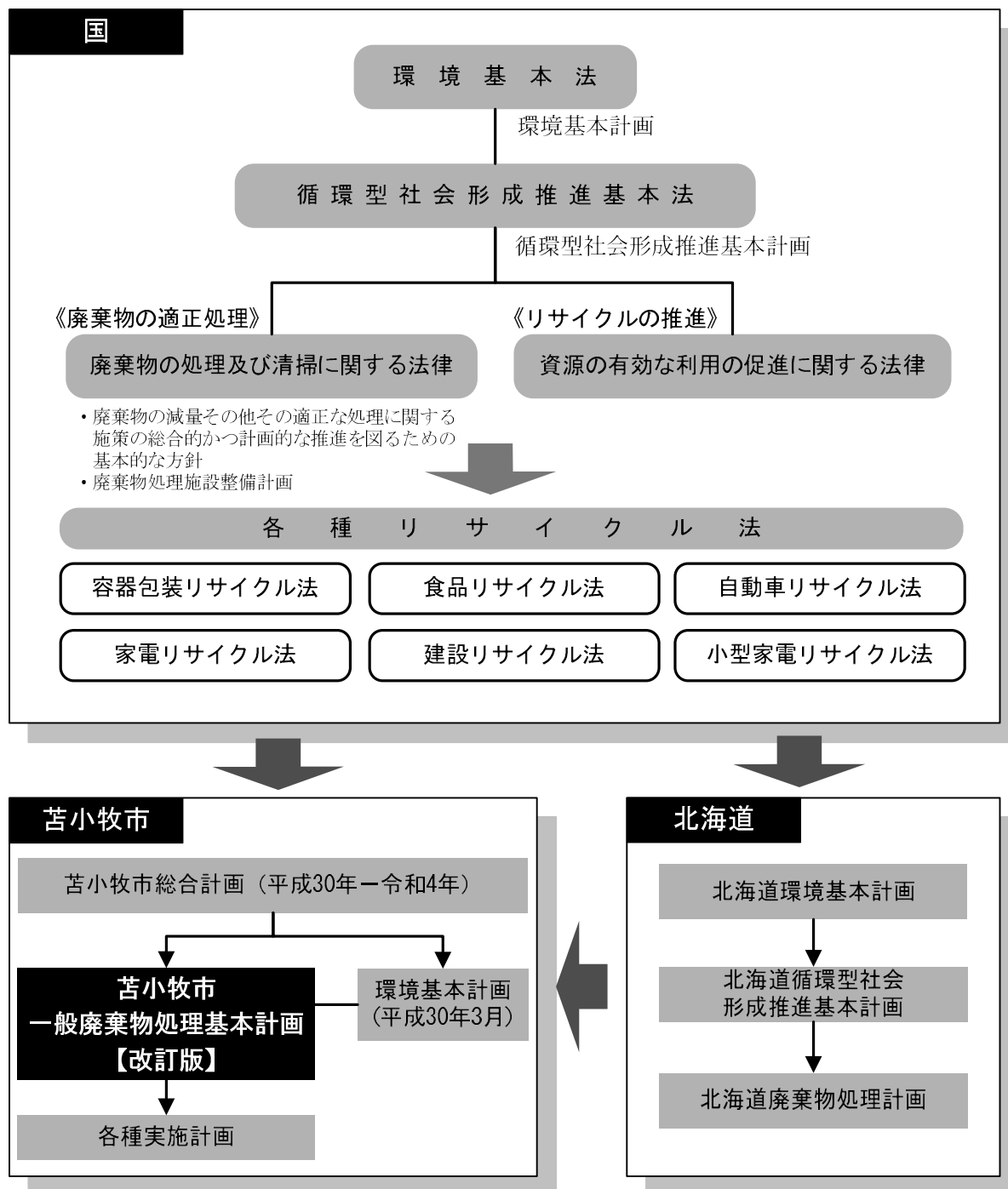


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象地域

本計画を構成する各種計画の対象地域は本市全域としますが、広域処理協定により安平町、厚真町の廃棄物を本市の中間処理施設、最終処分場に搬入しているため、「中間処理計画」及び「最終処分計画」には、安平町及び厚真町を含むものとします。



図 1-2 計画対象区域

第4節 計画期間

本計画は、全体計画において定めた計画期間（平成 22 年度～令和 6 年度）の後期計画に該当するものであり、計画期間は令和 3 年度～令和 6 年度とします。なお、計画策定の前提となる諸条件に変更等が生じた場合には、見直しを行うものとします。

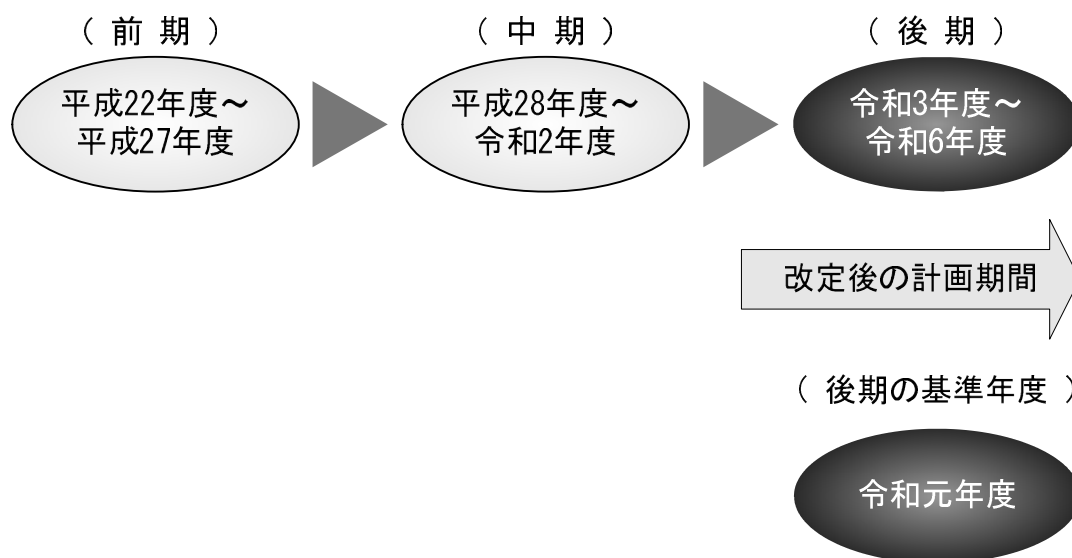
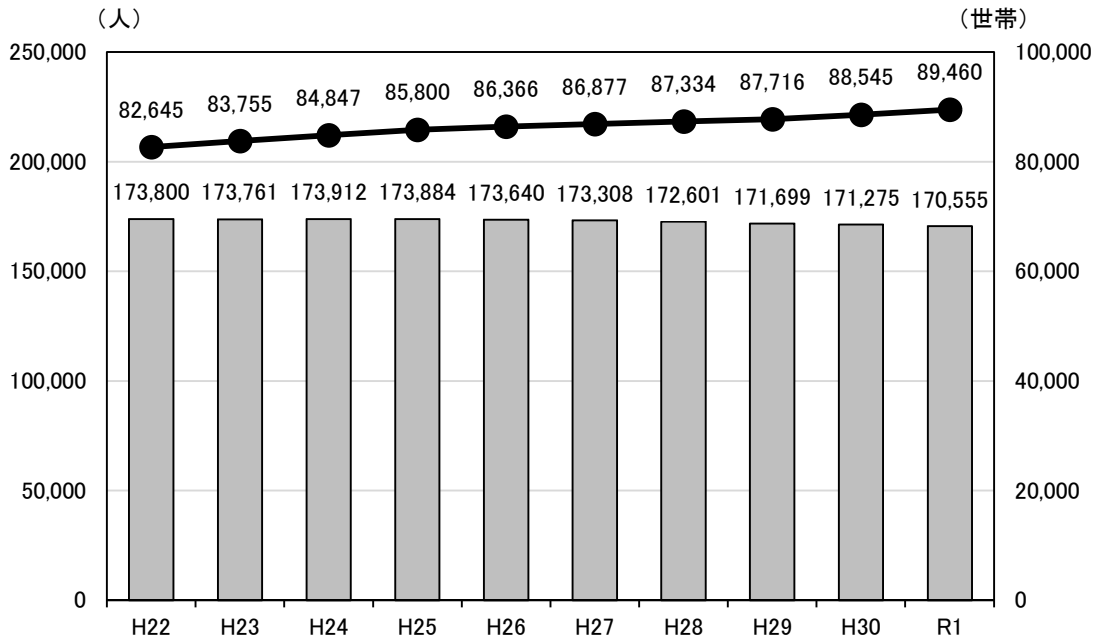


図 1-3 計画期間

第2章 地域の概況

第1節 人口・世帯数

本市の住民基本台帳による人口は、平成24年度の173,912人をピークに、平成25年度から減少しており、令和元年度は170,555人となっています。世帯数は、増加傾向を続けており、令和元年度は89,460世帯となっています。

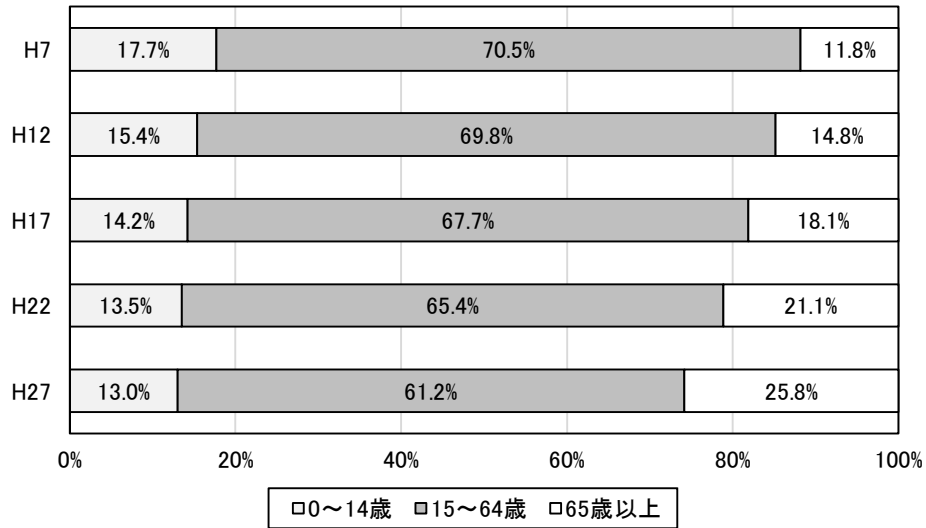


※出典：苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課統計係資料（各年度3月末時点）

図 2-1 人口及び世帯数の推移

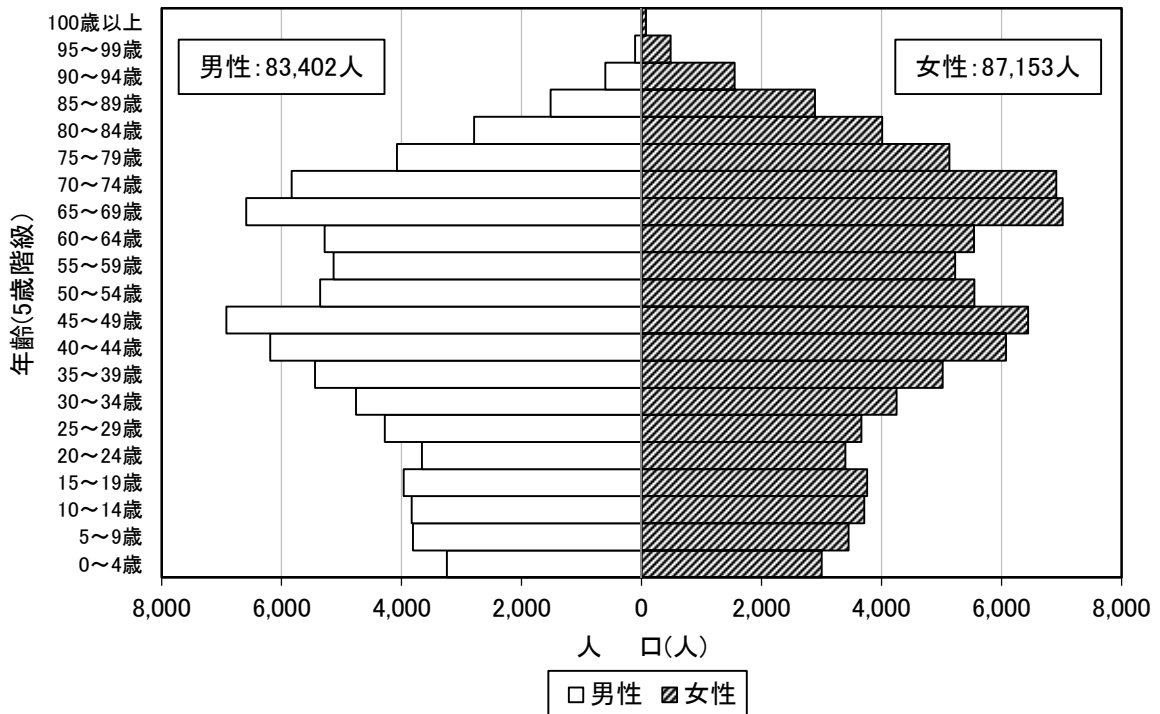
本市の国勢調査に基づく年齢階級別人口の推移においては、少子高齢化の傾向が顕著に現れており、平成17年に65歳以上人口が0～14歳人口を上回りました。平成27年には、0～14歳人口割合は13.0%、15～64歳人口割合は61.2%、65歳以上人口割合は25.8%となっています。

また、令和2年3月末現在における年齢別人口の分布において、男性は45～49歳の割合が最も多く、女性は65～69歳の割合が最も多くなっています。



※出典：苫小牧市統計書（令和元年版）

図 2-2 年齢階級別人口の割合



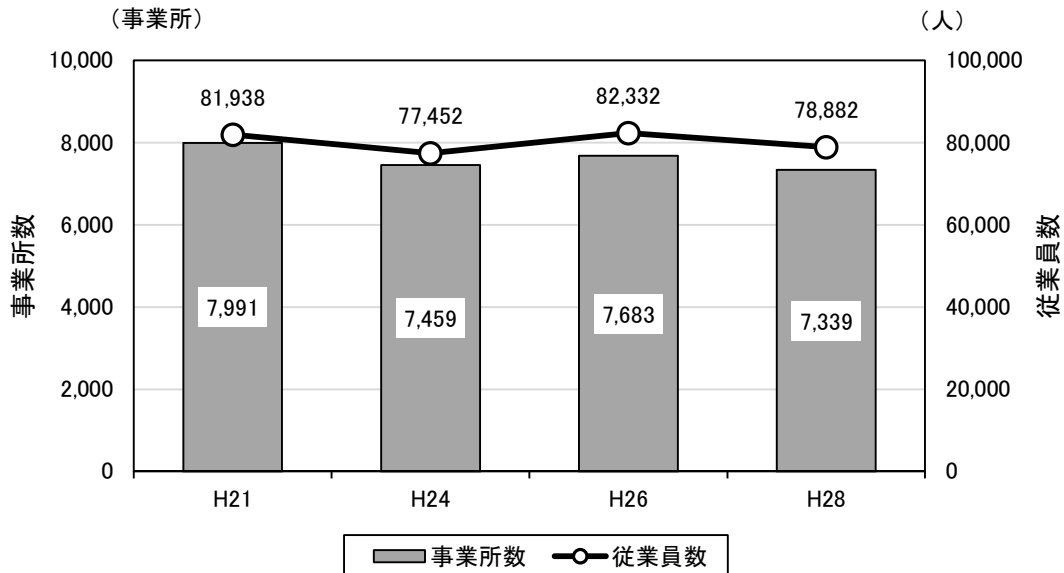
※令和2年3月末時点

※出典：苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課統計係資料

図 2-3 年齢別人口の分布

第2節 事業所数・従業員数

本市の事業所数は、毎年増減を繰り返し、平成28年に7,339事業所となっています。また、従業員数についても、事業所数と同様に増減を繰り返しており、平成28年には78,882人となっています。



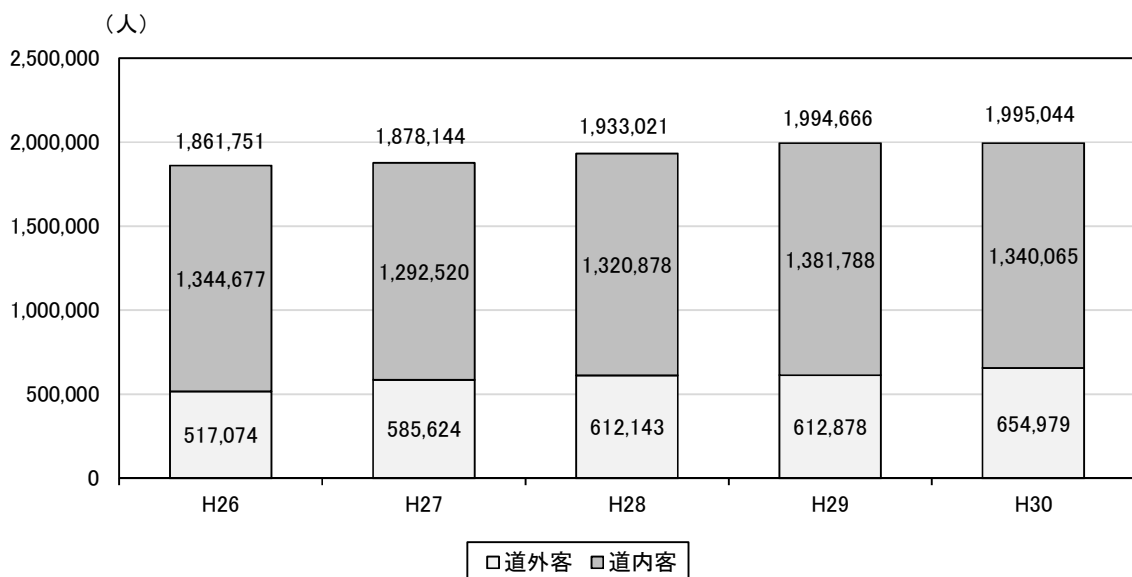
※出典：平成21年経済センサス基礎調査、平成24年経済センサス活動調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成28年経済センサス活動調査

※事業所数及び従業員数ともに公務を含みません。

図 2-4 事業所数及び従業員数の推移

第3節 観光客数

本市の観光客数は、年々増加しており、平成30年度は1,995,044人です。また、その内訳は、道外客が654,979人、道内客が1,340,065人となっています。



※出典：苫小牧市統計書（令和元年版）

図 2-5 観光客数の推移

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状及び課題

1 用語の定義

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物を除くごみを「事業系ごみ」とします。

また、家庭ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、これに集団回収や災害ごみ等を合わせたごみを「ごみ総排出量」とします。

なお、事業所独自の処理やリサイクル、家庭での生ごみの減量化などの自家処理などを行っているものを「潜在ごみ」とし、「ごみ総排出量」と合わせて「ごみ発生量」としますが、潜在ごみ量の把握が困難なため、目標設定等の合計量には含めないものとします。

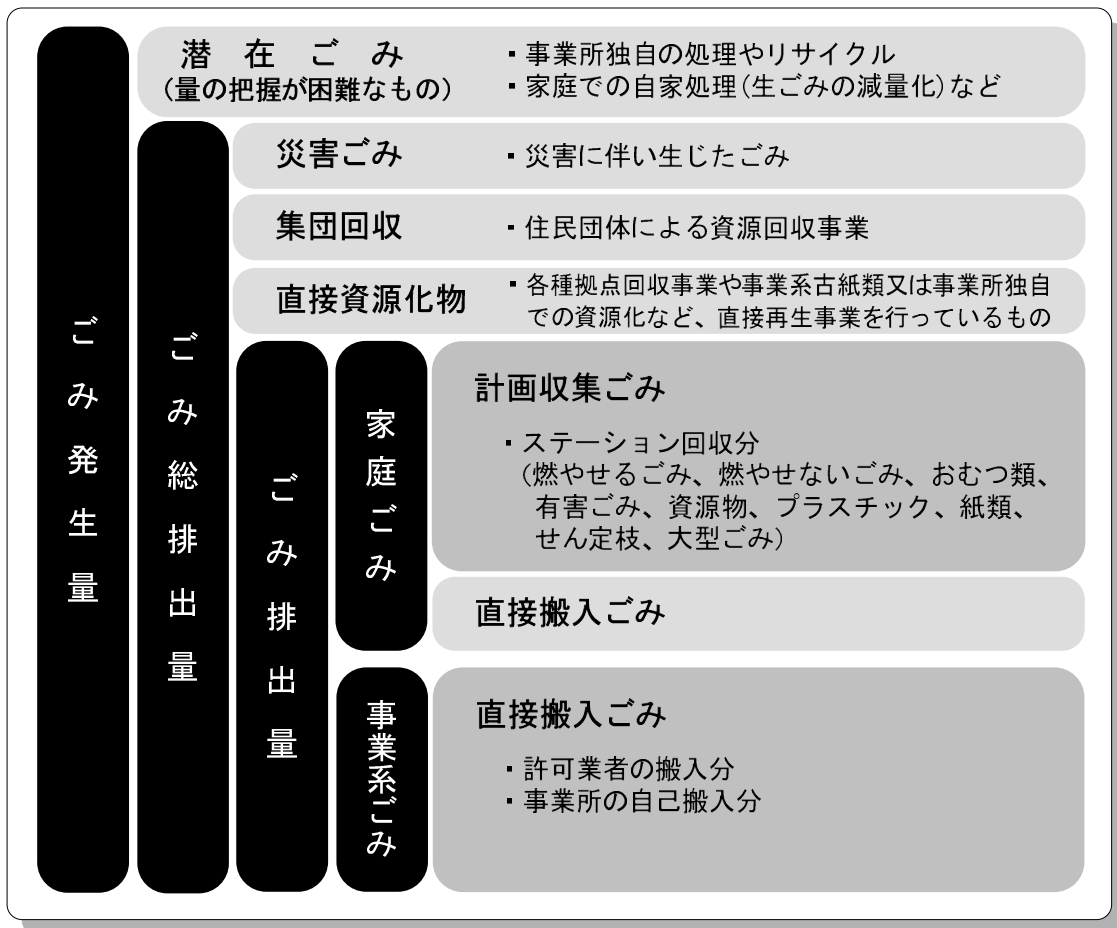


図 3-1 用語の定義

2 ごみ処理体系

燃やせるごみは、沼ノ端クリーンセンターで焼却処理し、焼却灰は沼ノ端埋立処分場で埋立処分しています。沼ノ端クリーンセンターでは、焼却に伴う余熱により発電を行っており、施設の運転に係る電力に利用後、余剰電力を売電しています。

燃やせないごみ及び大型ごみは、沼ノ端クリーンセンターにおいて破碎処理し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は柏原理立処分場で埋立処分、金属類は民間事業者で再生利用しています。なお、大型ごみの中で再利用できる家具等は、リサイクルプラザ苫小牧で修理して展示販売しています。

缶・びん・ペットボトル・紙パック、プラスチック、紙類、せん定枝は、民間処理施設で再生利用しています。

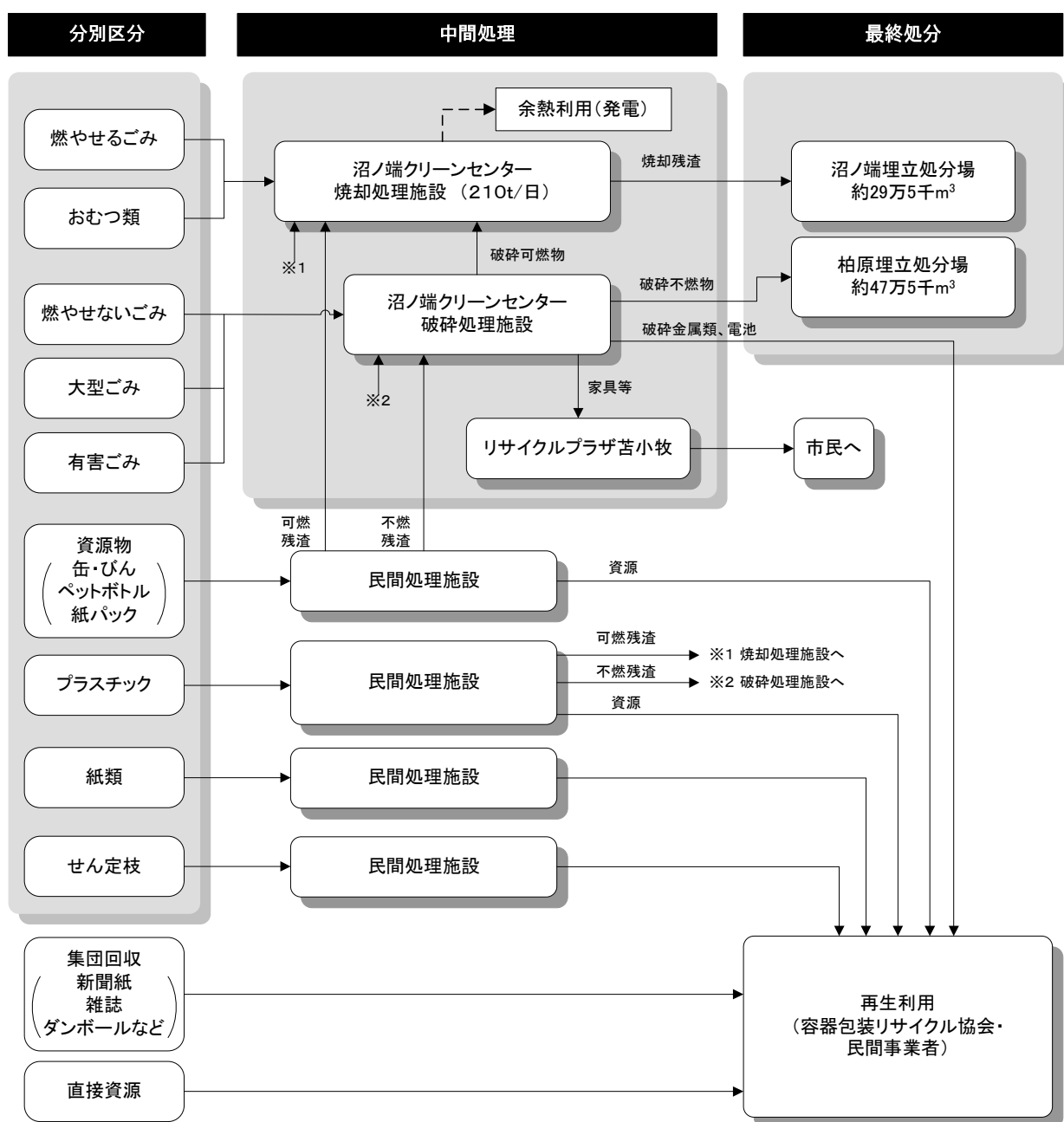


図 3-2 ごみ処理・処分の流れ (令和元年度)

3 ごみ排出量の推移

(1) 排出源別ごみ排出量の推移

本市の排出源別ごみ排出量は、平成 22 年度から令和元年度の 10 年間で 14,480 t 減少しています。

直近 5 年間（平成 27 年度から令和元年度）の、家庭ごみ排出量は、おおむね横ばいで推移しており、令和元年度は 34,340 t です。また、事業系ごみ排出量は、微減傾向で推移しており、令和元年度は 22,153 t です。

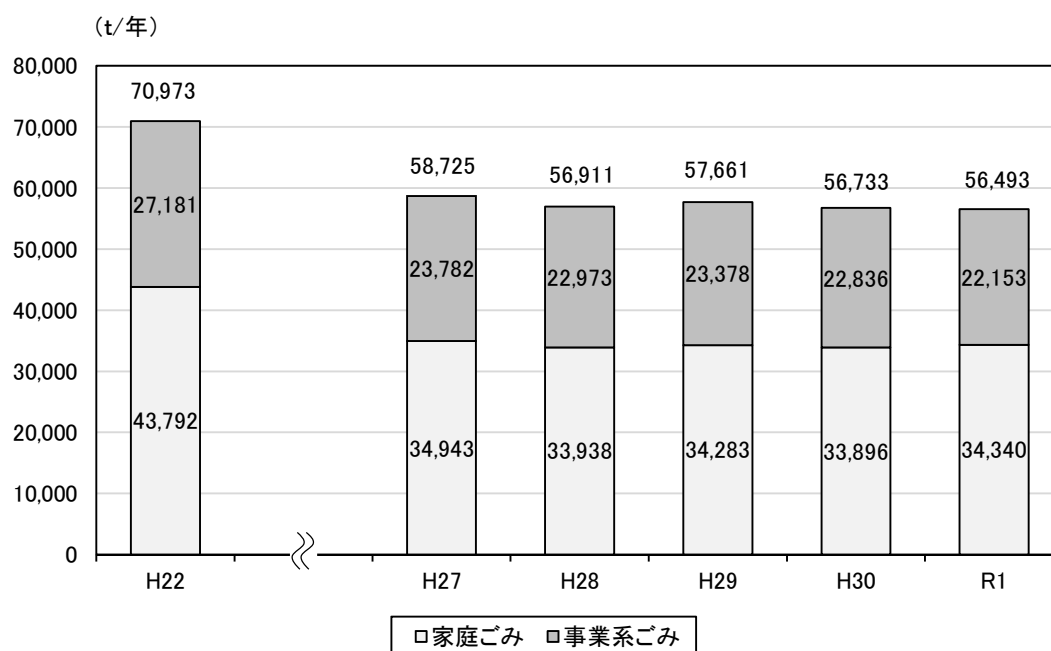


図 3-3 排出源別ごみ排出量の推移

(2) 種類別ごみ排出量の推移

本市の種類別ごみ排出量は、平成 22 年度から令和元年度の 10 年間に於いて、燃やせるごみ及び燃やせないごみは大幅に減少しており、一方で大型ごみ及び資源物が増加しています。

直近 5 年間（平成 27 年度から令和元年度）は、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物は、おおむね微減傾向で推移しており、令和元年度の排出量は、燃やせるごみが 44,605 t/年、燃やせないごみが 2,791 t/年、資源物が 7,358 t/年です。一方、大型ごみは、微増傾向で推移しており、令和元年度は 1,738 t となっています。

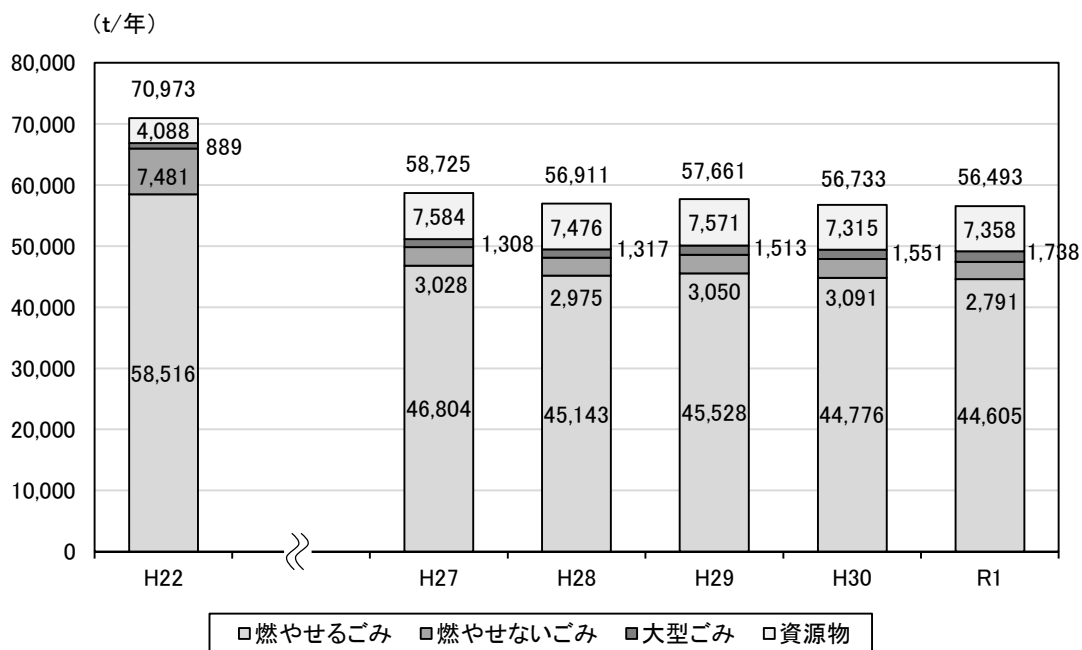


図 3-4 種類別ごみ排出量の推移

4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成22年度から令和元年度の10年間で214g/人日減少しています。また、1人1日当たりの家庭ごみ排出量についても140g/人日減少しています。

直近5年間（平成27年度から令和元年度）は、1人1日当たりのごみ排出量は、微減傾向で推移しており、令和元年度で905g/人日です。また、家庭ごみの1人1日当たりの排出量は、おおむね横ばいで推移しており、令和元年度は約550g/人日です。

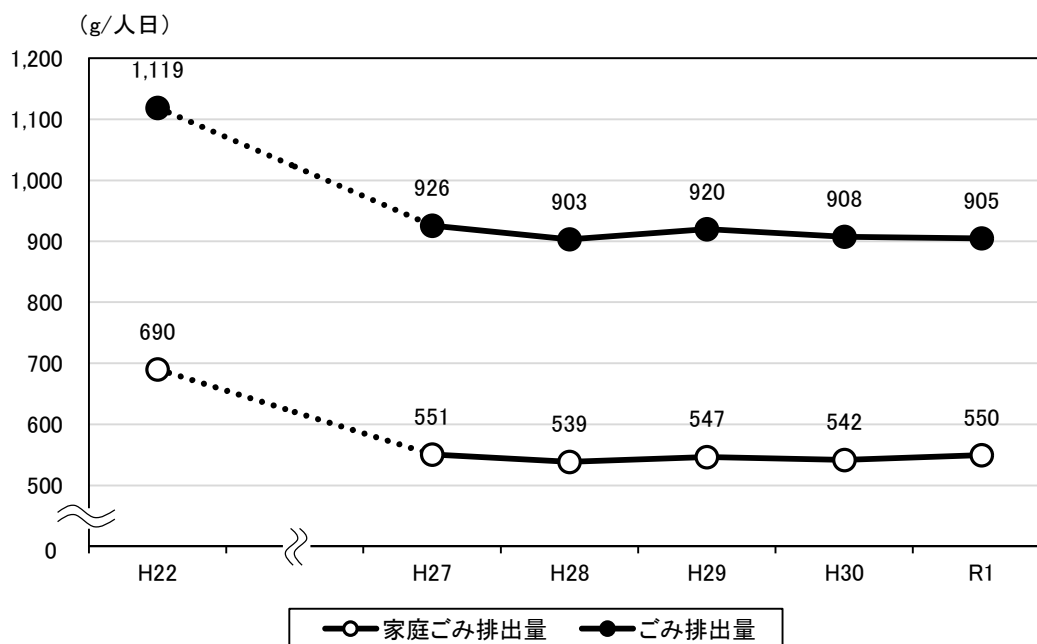


図 3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

5 資源化量及びリサイクル率の推移

本市の資源化量及びリサイクル率は、平成 22 年度から令和元年度の 10 年間で、資源化量は 5,540 t、リサイクル率は 10.7 ポイント増加しています。

直近 5 年間（平成 27 年度から令和元年度）は、資源化量の直接資源化量が増加傾向にある一方で、集団回収量と中間処理後再生利用量は減少傾向にあり、全体としてはおおむね横ばいで推移しています。令和元年度の資源化量は 22,505 t/年であり、内訳は、直接資源化量 10,666 t/年(47.4%)、集団回収量 4,888 t/年(21.7%)、中間処理後再生利用量 6,951 t/年(30.9%)となっています。

リサイクル率は、資源化量と同様におおむね横ばいで推移しており、令和元年度は 31.2%です。

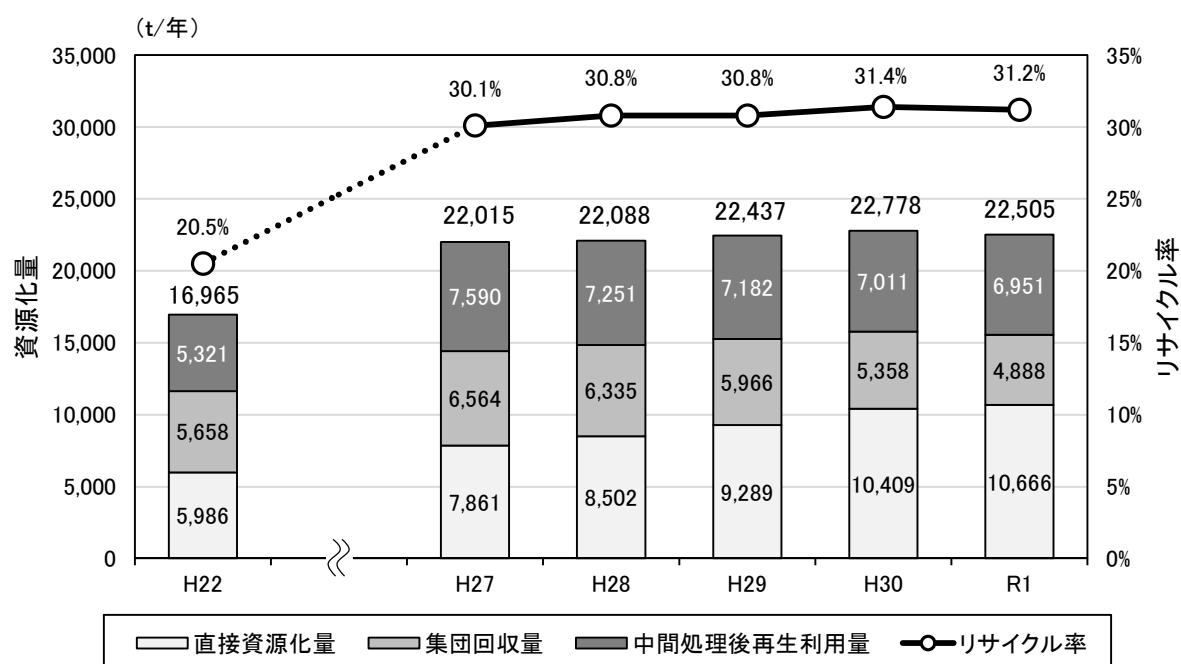


図 3-6 資源化量及びリサイクル率の推移

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{集団回収量} + \text{中間処理後再生利用量}}{\text{直接資源化量} + \text{集団回収量} + \text{ごみ処理量}} \times 100$$

※直接資源化量：再資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量

6 ごみの組成分析

(1) 燃やせるごみ（家庭ごみ）

本市の燃やせるごみ（家庭ごみ）の組成割合は、直近5年間（平成27年度から令和元年度）で、生ごみが全体の49.4%で最も多く、次いで紙類の29.8%、布・木類の12.0%となっています。

また、各年度の組成割合は、年度によって多少の変化はあるものの、各年度ともに生ごみと紙類の合計で全体の8割程度を占めています。

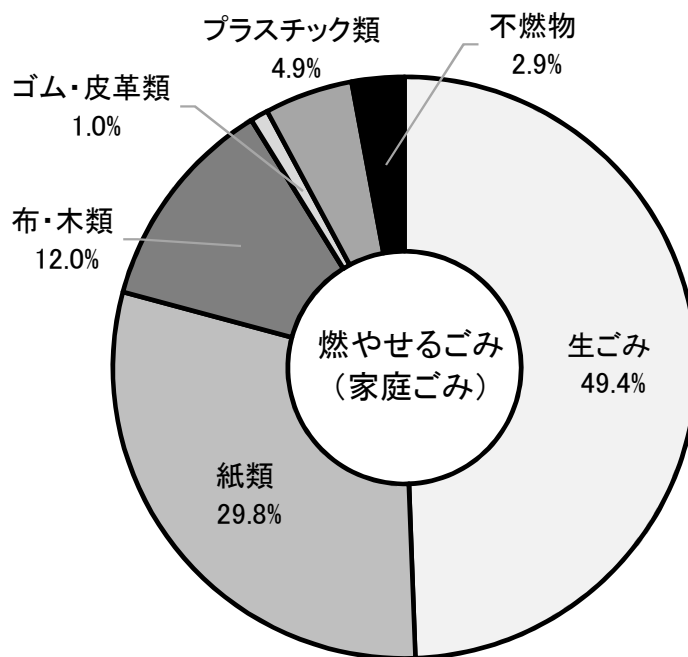


図 3-7 燃やせるごみ（家庭ごみ）の組成割合（平成27年度～令和元年度平均）

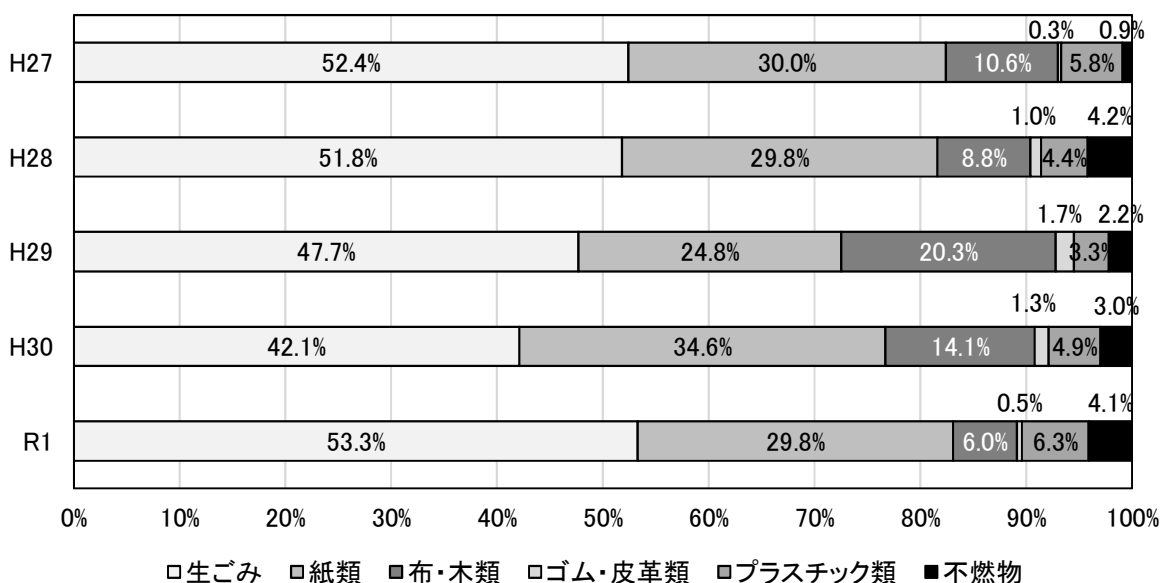


図 3-8 平成27年度～令和元年度における燃やせるごみ（家庭ごみ）の組成割合

(2) 燃やせないごみ（家庭ごみ）

本市の燃やせないごみ（家庭ごみ）の組成割合は、直近5年間（平成27年度から令和元年度）で、プラスチック類が全体の39.1%であり最も多くの割合を占めている。次いで、金属類の22.3%、陶器などの17.5%となっています。

また、各年度の組成割合は、年度によって多少の変化はあるものの、各年度ともにプラスチック類の割合が最も多くなっています。

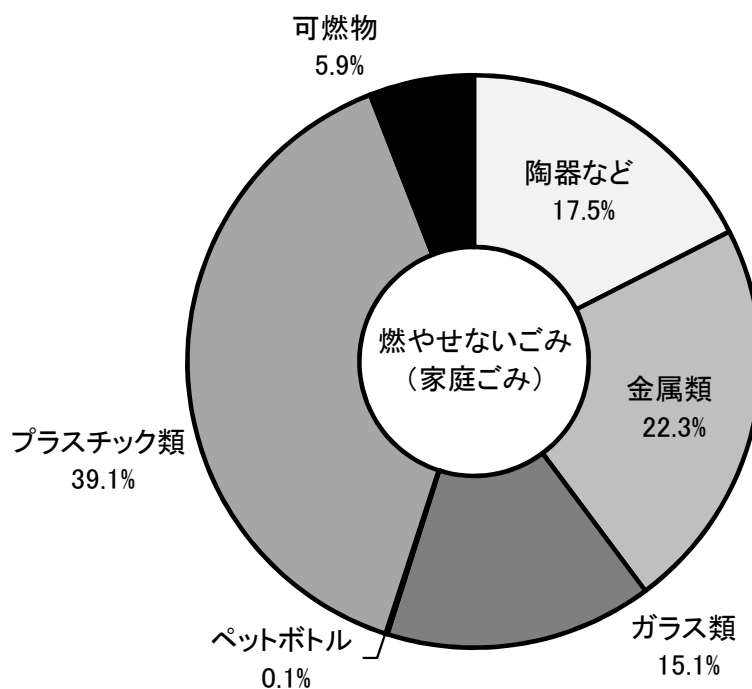


図 3-9 燃やせないごみ（家庭ごみ）の組成割合（平成27年度～令和元年度平均）

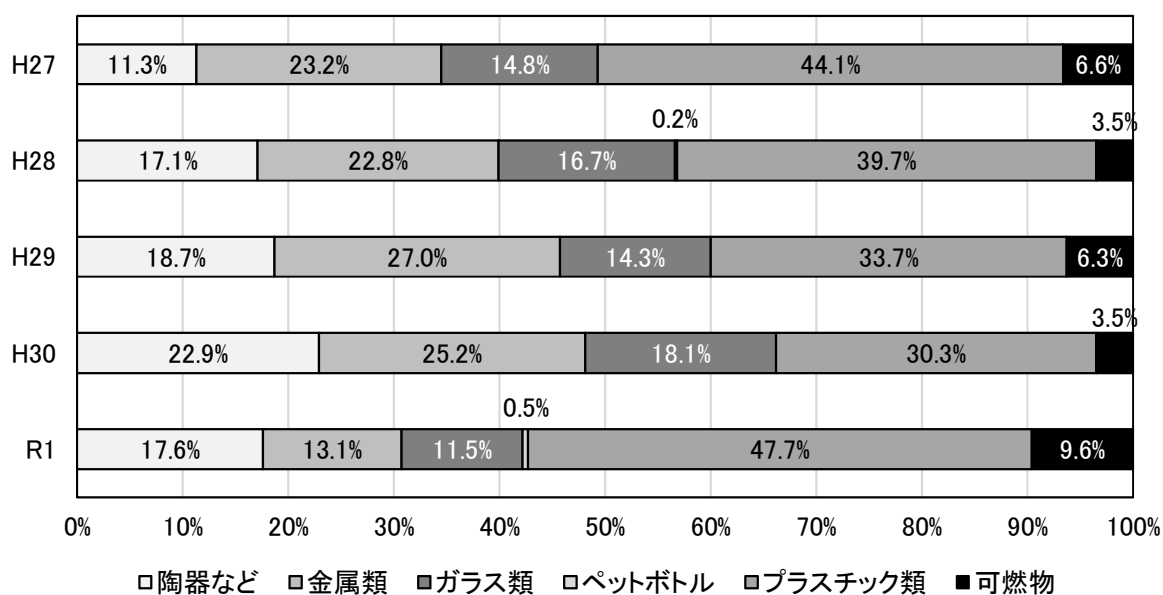


図 3-10 平成27年度～令和元年度における燃やせないごみ（家庭ごみ）の組成割合

(3) 燃やせるごみ（事業系ごみ）

本市の燃やせるごみ（事業系ごみ）の組成割合は、直近5年間（平成27年度から令和元年度）で、紙類が全体の50.2%であり最も多くの割合を占めています。次いで、生ごみの16.3%、布・木類の14.7%となっています。

また、各年度の組成割合は、年度によって多少の変化はあるものの、各年度ともに紙類の割合が最も多くなっています。

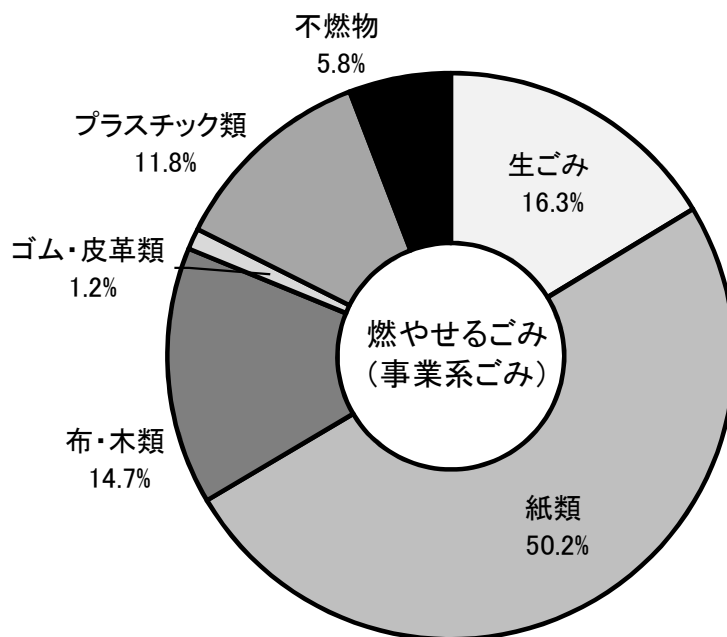


図 3-11 燃やせるごみ（事業系ごみ）の組成割合（平成27年度～令和元年度平均）

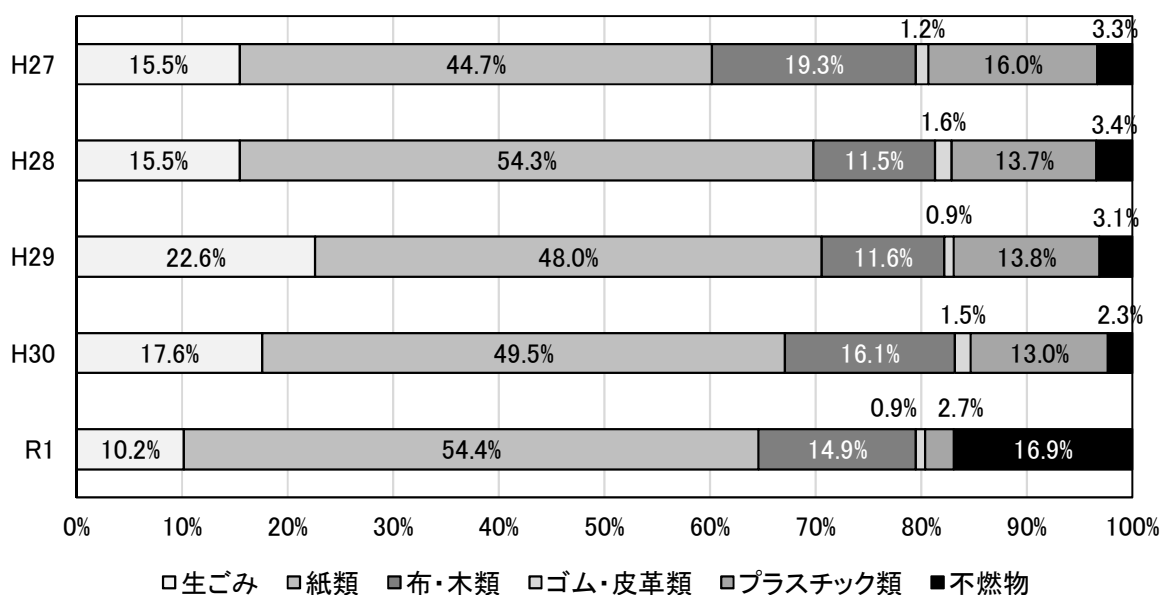


図 3-12 平成27年度～令和元年度における燃やせるごみ（事業系ごみ）の組成割合

7 ごみ減量及び資源化施策の現状

(1) 家庭ごみ有料化

本市では、家庭から排出される燃やせるごみと燃やせないごみを対象として、平成 25 年 7 月 1 日から家庭ごみの有料化を導入しました。

家庭ごみ有料化導入以降、市民説明会を中心に様々な市民周知やごみ減量に係る取組を実施したこともあり、家庭ごみ排出量は有料化導入以前と比べて約 10,000 t/年程度減少しています。また、令和元年度の 1 人 1 日当たりの排出量を平成 24 年度と比較すると、資源物以外のごみは約 33%減少している一方で、資源物は約 86%増加しています。このことは、家庭ごみ有料化の導入をきっかけとして、市民の排出抑制やごみ分別の取組が進んだことを示しています。

他自治体においては、有料化導入によってごみ排出量が一時的に減少するものの、一定期間経過後に増加に転じるリバウンド現象が発生する事例があります。本市においては、有料化導入から数年が経過しても家庭ごみ排出量がおおむね横ばいで推移していることからリバウンド現象は見られず、市民の排出抑制やごみ分別の取組が継続されているといえます。

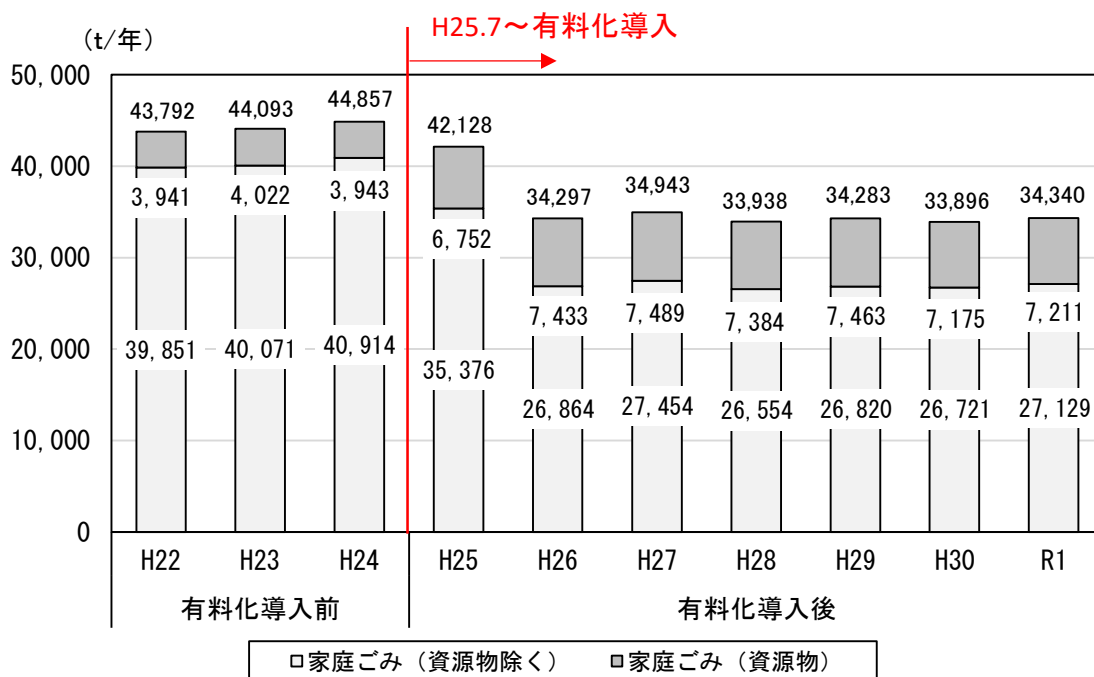


図 3-13 有料化導入前後における家庭ごみ排出量

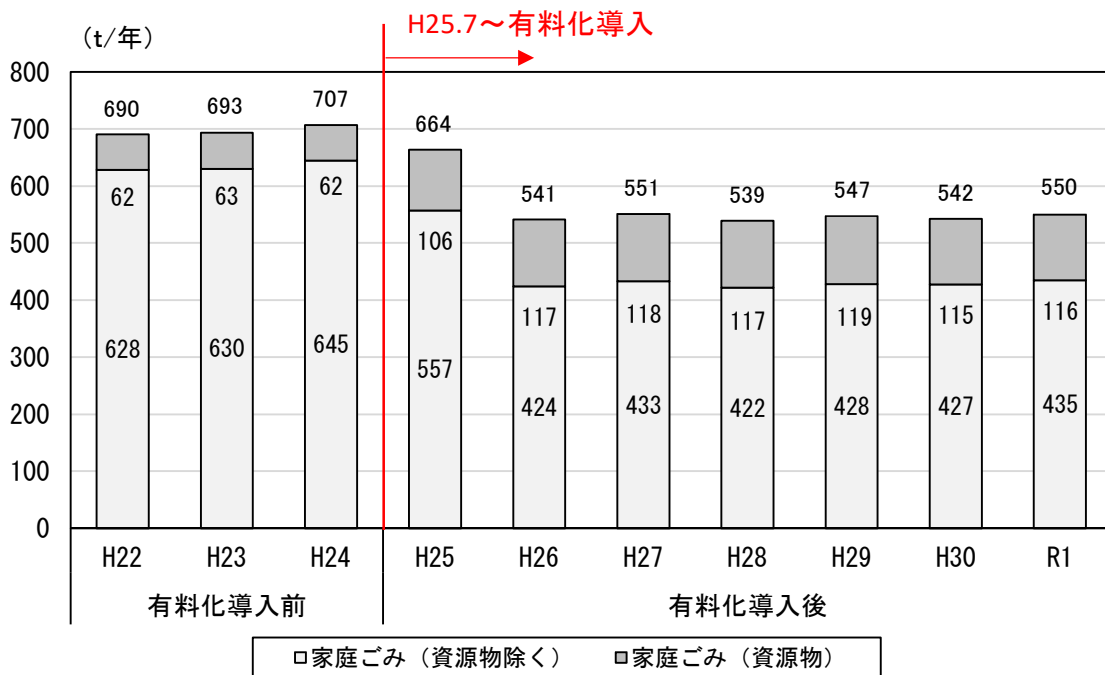


図 3-14 有料化導入前後における1人1日当たりの家庭ごみ排出量

(2) 生ごみの減量・堆肥化

① 生ごみの減量・資源化に関する助成制度

本市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・密閉式容器）及び生ごみ分解処理容器、電動生ごみ処理機購入者に対して助成金を交付しています。平成30年度からは、生ごみの更なる減量化を促進するため、「キエーロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を開始しました。生ごみ堆肥化容器等の助成数は年々減少傾向にあります。

表 3-1 生ごみ堆肥化容器等の助成数の推移

項目		H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ堆肥化容器	助成数(個)	103	80	53	60	42
	累計(個)	9,462	9,542	9,595	9,655	9,697
電動生ごみ処理機	助成数(台)	22	13	7	9	7
	累計(台)	433	446	453	462	469
キエーロ	助成数(個)	—	—	—	15	4
	累計(個)	—	—	—	15	19
トラッシュファミリー	助成数(個)	—	—	—	75	45
	累計(個)	—	—	—	75	120

② 電動生ごみ処理機貸出事業

本市では、電動生ごみ処理機の普及を図るため、電動生ごみ処理機の貸出しを行い、生ごみの自家処理(堆肥化)による減量を推進する事業を平成24年度から実施しています。

(3) 集団回収活動

本市では、ごみの減量、リサイクルの推進を目的として、町内会・学校PTA・同好会などの市民団体が地域住民と協力して、資源物として再利用できるものを集め、回収業者に引き渡す集団回収活動を推進しています。

この集団回収活動の推進のため、平成20年度から資源回収団体奨励金交付制度を実施し、集められた新聞、雑誌、ダンボールなどの対象品目は、苫小牧資源リサイクル協同組合加盟業者が回収後、その回収量に応じて1kgあたり3円の奨励金を交付しています。

なお、交付団体数はおおむね横ばいで推移している一方、集団回収量は年々減少傾向にあります。

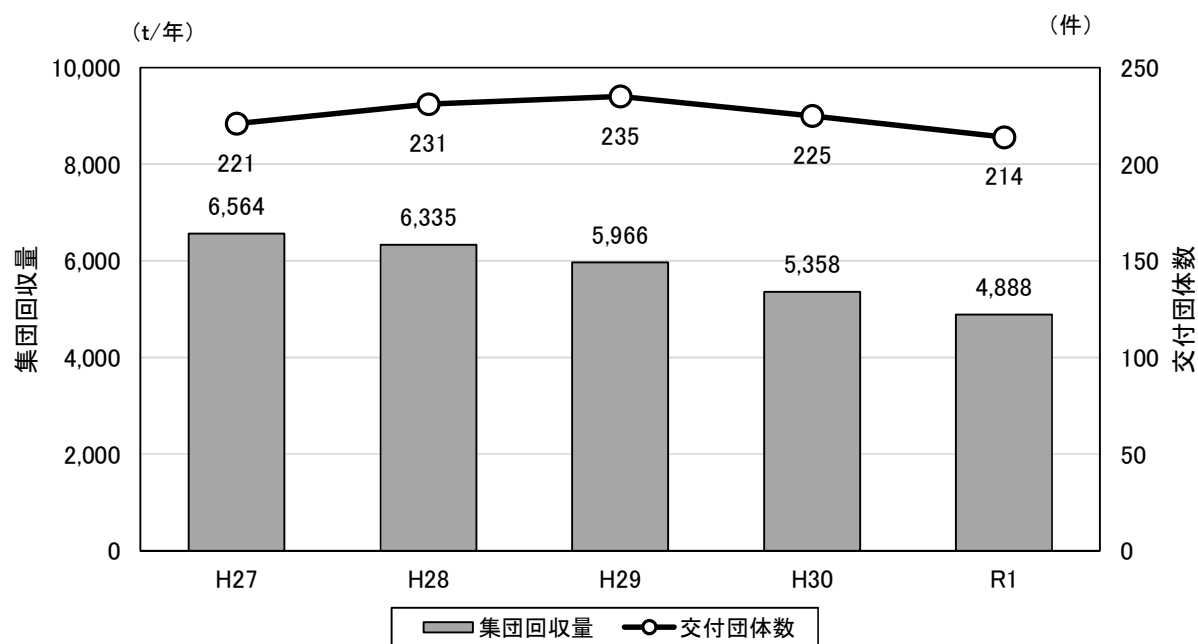


図 3-15 集団回収量及び交付団体数の推移

(4) 拠点回収による資源化促進事業

本市では、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、市内公共施設やスーパーなどに資源物の回収拠点を設置しています。拠点回収量は年々減少傾向にあります。

表 3-2 拠点回収量の推移

(t/年)

項目	H27	H28	H29	H30	R1
主要古紙	248.00	214.82	206.27	207.02	138.85
新聞紙	107.43	98.15	82.08	77.97	64.65
雑誌	56.05	39.60	53.45	56.70	22.17
ダンボール	84.52	77.07	70.74	72.35	52.03
古着・古布	23.60	48.10	54.68	50.27	38.75
使用済み小型電子機器	31.78	34.06	46.47	34.25	28.45
廃食用油	22.85	22.50	23.07	23.35	24.77
蛍光管	7.25	6.88	6.97	7.65	7.49

(5) 上質古紙回収事業

本市では、事業所から排出される OA 紙などの上質古紙を回収し、リサイクルを実施しています。上質古紙回収量は年々減少傾向にあります。

表 3-3 上質古紙回収量の推移

(t/年)

項目	H27	H28	H29	H30	R1
上質古紙回収量	522	445	428	394	417

(6) 其他のごみ減量及び資源化施策

① レジ袋削減に関する協定締結

ごみの減量化や資源の有効活用、環境負荷の軽減等の観点から、レジ袋の無料配布中止・有料化について、平成 20 年に事業者と苫小牧消費者協会、本市の三者による協定を締結しています。なお、令和 2 年 7 月から全国でレジ袋の有料化が開始されています。

② エコストア認定制度

行政と市民と店舗の三者が一体となり、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売など環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる店舗に対し、環境にやさしいお店として認定する「エコストア認定制度」を実施しています。

③ ペットボトルキャップの回収

本市では、資源の有効利用及び子どもたちの社会福祉貢献への関心が深めることを目的に、平成 19 年 8 月から市内小中学校等を通じてペットボトルのキャップ回収を実施しています。

④ 使用済み割り箸リサイクル

本市では、平成 19 年 6 月から「港まつり」や「スケートまつり」などのイベントや市役所内から排出される使用済み割り箸を回収し、市内製紙工場で紙の原材料として再利用しています。

⑤ ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

本市では、広報とまこまい、出前講座などを通して、市民にごみの減量・リサイクル意識啓発をはじめ、小・中学生を対象とした副読本を作成し、次世代市民に環境教育を行っています。

⑥ リサイクルプラザ苦小牧の市民開放

「リサイクルプラザ苦小牧」では、家庭で不要になった家具や自転車などを修理・展示販売するとともに、市民工房で紙すきや布ぞうり作りなど、市民の自主的活動の支援を行い、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

8 収集運搬の現状

(1) 家庭ごみの分別区分

本市の家庭ごみの分別区分は以下のとおりです。

表 3-4 家庭ごみの分別区分（令和3年4月予定）

分別区分		具体例	備考
燃やせるごみ		台所のごみ、皮革製品、衣類・布類、汚れた紙、ゴム・ビニール製品、カセット・ビデオテープ、廃油、草・木類など	有料
燃やせないごみ		刃物・ガラス、石類・鉄製工具類、蛍光管、小型家電製品、金属製品など	有料
おむつ類		紙おむつ、布おむつ、尿取りパッド、お尻拭き、ストーマ用装具、介護用の洗浄綿	無料
有害ごみ		スプレー缶、卓上カセットボンベ、ライター、水銀式体温計、電池、電子タバコなど	無料
資源物	缶	空き缶	無料
	びん	空きびん	
	ペットボトル	ペットボトル	
	紙パック	紙パック	
	プラスチック	パック・カップ類、ボトル・チューブ類、ふた・ラベル、ポリ袋・ラップ類、緩衝材・発泡スチロール・ネット類、CD・DVD、その他のプラスチックなど	無料
紙類	紙箱類、紙缶・紙パック類、シュレッダー紙、台紙類・カレンダー・レシート、包装紙類・紙袋類・トイレットペーパーの芯、はがき・手紙・封筒・写真	無料	
大型ごみ		家具・寝具・自転車など	有料
せん定枝		家庭の庭木のせん定枝	無料

(2) 収集体制

本市の家庭ごみの収集頻度及び排出方法は分別区分ごとに以下のとおりとし、これらの収集はすべて民間委託により実施しています。

表 3-5 家庭ごみの収集頻度、排出方法及び収集体制

分別区分		収集頻度	排出方法	収集体制
燃やせるごみ		週2回	有料指定ごみ袋に入れる。	民間委託
燃やせないごみ		月1回	有料指定ごみ袋に入れる。	民間委託
おむつ類		週2回	透明・半透明の袋に入れる。	民間委託
有害ごみ		週2回	透明・半透明の袋に入れる。	民間委託
資源物	缶	月2回	それぞれの品目ごとに透明・半透明の袋に入れる。	民間委託
	びん			
	ペットボトル			
	紙パック			
	プラスチック	週1回	透明・半透明の袋に入れる。	民間委託
紙類	月2~3回	透明・半透明の袋に入れる。	民間委託	
大型ごみ		随時 (申込み)	大型ごみ処理手数料シールを貼る。	民間委託
せん定枝		随時 (申込み)	1m以内のひもで束にする。	民間委託

9 中間処理及び最終処分の現状

(1) 廃棄物処理施設の現状

本市の廃棄物処理施設について、沼ノ端クリーンセンターは、燃やせるごみの焼却処理と燃やせないごみ及び大型ごみの破碎選別処理を行っています。なお、沼ノ端クリーンセンターは、経年劣化が進行していたことから、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年で基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っています。

沼ノ端埋立処分場は、沼ノ端クリーンセンターの焼却処理に伴い発生する焼却残渣の埋立処理を行っています。なお、埋立満了に伴い、沼ノ端第 2 埋立処分場の造成工事を平成 30 年度から令和 2 年度の 3 か年で実施しています。

柏原埋立処分場は、沼ノ端クリーンセンターにおける破碎選別処理に伴い発生する不燃残渣の埋立処理を行っています。

糸井清掃センターは、これまで燃やせるごみの焼却処理を行っていましたが、平成 29 年度をもって稼働を停止、平成 31 年 4 月に廃炉としました。

苫小牧市資源化センターは、資源物（缶・びん・ペットボトル・紙パック）の中間処理を行っていましたが、平成 28 年度をもって施設を廃止しました。なお、資源物の中間処理については、平成 29 年度から民間事業者へ業務委託しています。

表 3-6 本市の廃棄物処理施設

施設名称	竣工	処理内容	施設規模	主な処理対象物
沼ノ端クリーンセンター	平成 11 年 3 月	焼却処理	210t/日	・燃やせるごみ
		破碎選別処理	75t/5h	・燃やせないごみ ・大型ごみ
沼ノ端埋立処分場	平成 11 年 3 月	埋立処分	(埋立容積) 294,000m ³	・焼却残渣
柏原埋立処分場	昭和 60 年 6 月	埋立処分	(埋立容積) 474,638m ³	・不燃残渣

(2) 中間処理量の推移

① 焼却処理量の推移

本市の焼却処理量は、増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度で49,398t/年となっています。なお、糸井清掃センターは、平成29年度をもって稼働を停止しています。

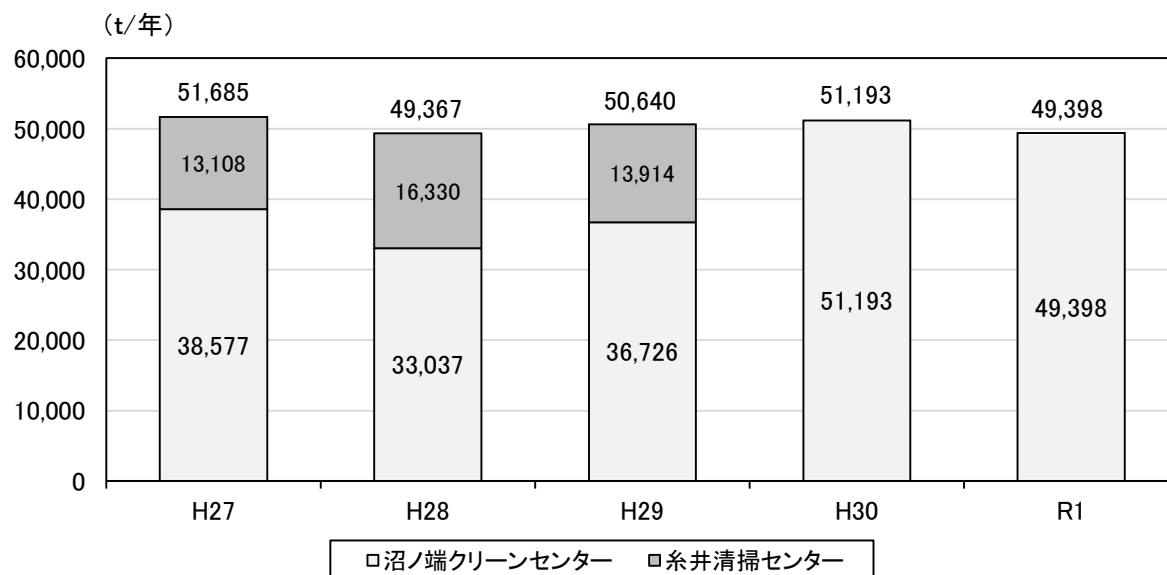


図 3-16 焼却処理量の推移

② 破碎処理量の推移

本市の破碎処理量は、年々増加しており、令和元年度で5,453t/年となっています。

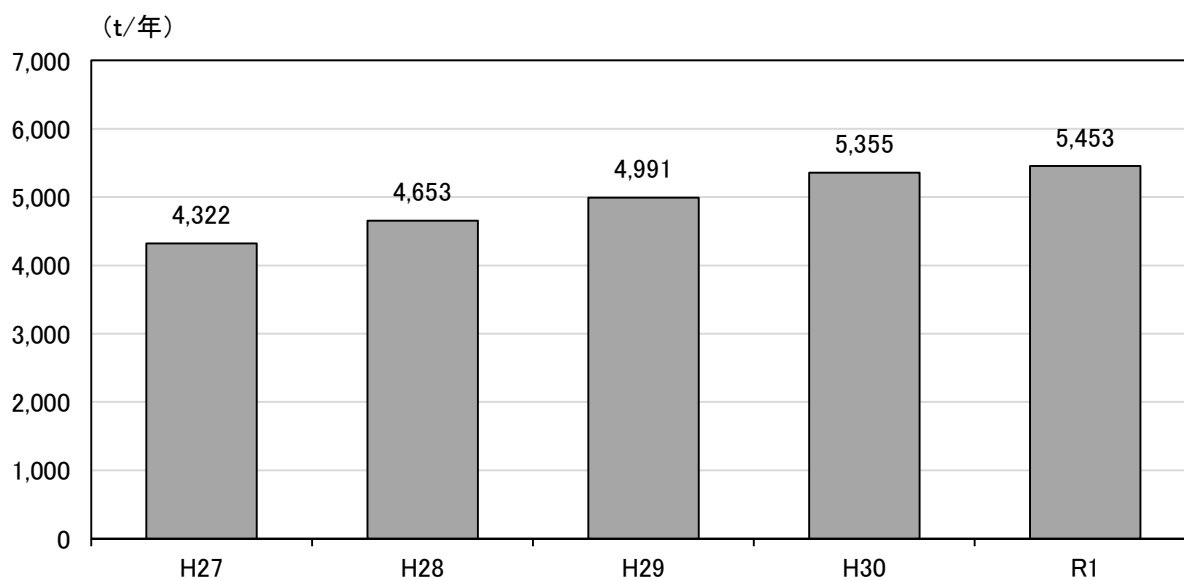


図 3-17 破碎処理量の推移

(3) 埋立処分量及びセメント資源化量の推移

本市の埋立処分量（沼ノ端埋立処分場及び柏原埋立処分場）は、平成 29 年度までは横ばいで推移していましたが、平成 30 年度から増加に転じています。この要因は、残余容量が少なくなった沼ノ端埋立処分場の延命化として、平成 27 年度から焼却残渣の一部をセメント原料として資源化していましたが、平成 30 年に沼ノ端第 2 埋立処分場造成工事の完成の目途が立ち、その後、セメント資源化量を減らしたためです。

なお、令和元年度からは全量を埋立処分としており、埋立処分量は 9,288t/年となっています。施設別の内訳は、沼ノ端埋立処分場が 6,512t/年、柏原埋立処分場が 2,776t/年です。

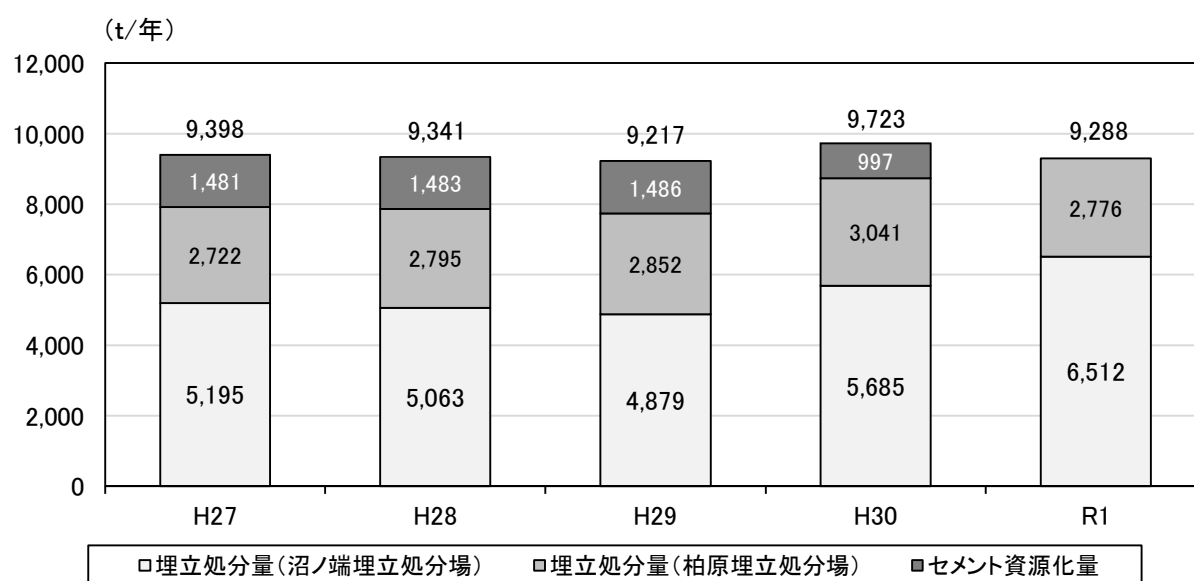


図 3-18 埋立処分量及びセメント資源化量の推移

10 ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理経費は、おおむね横ばいで推移しており、令和元年度で2,087百万円となっています。令和元年度の内訳は、収集運搬経費が963百万円、焼却処理経費が819百万円、資源化経費が230百万円であり、収集運搬経費と焼却処理経費で全体の8割以上を占めています。

なお、ごみ処理経費として、人件費や施設等の減価償却費等を含む部門別総原価を掲載しています。

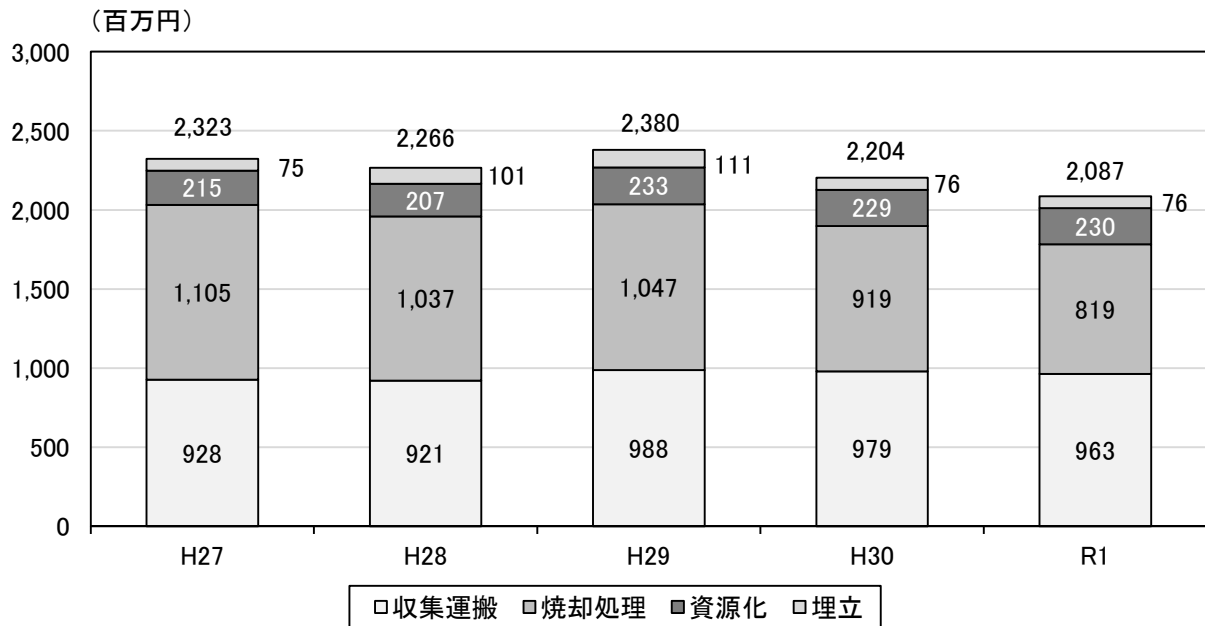


図 3-19 ごみ処理経費の推移

11 広域ごみ処理の現状

(1) 広域ごみ処理の経緯

本市東側に隣接する旧早来町・厚真町・旧追分町の三町は、従来から一部事務組合を構成し、ごみ処理を実施していましたが、ダイオキシン等の国の環境基準が強化されたことに伴い、平成11年8月、三町のごみを広域的に処理するよう本市に要請されました。

本市の施設は、ダイオキシン対策は適正かつ充分なごみ処理能力を有していること、さらには北海道からの広域処理推進要請の観点から、地域住民の合意を得て、平成13年1月に協定書に調印、平成13年7月から東胆振三町の広域処理を開始しました。

なお、旧早来町と旧追分町は市町村合併し、現在は安平町となっています。

(2) 広域ごみ処理量

安平町及び厚真町の広域ごみ処理量は、おおむね横ばいで推移しており、令和元年度は2,669t/年です。内訳は、燃やせるごみが2,032t/年、燃やせないごみが112t/年、資源物が462t/年、破砕物が63t/年となっています。

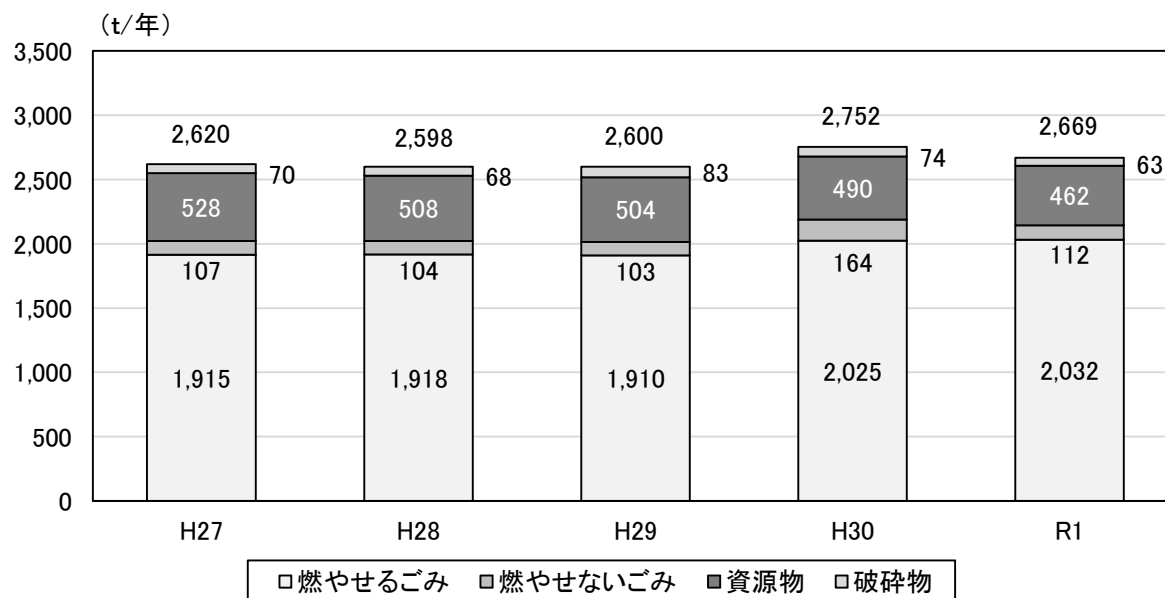


図 3-20 広域ごみ処理量の推移

※平成30年北海道胆振東部地震の影響により、平成30年度の広域ごみ処理量が増加しています。

12 不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされています。

本市では、これまでパトロールや監視カメラによる対策を強化してきた結果、近年の不法投棄発生件数は減少傾向にあります。

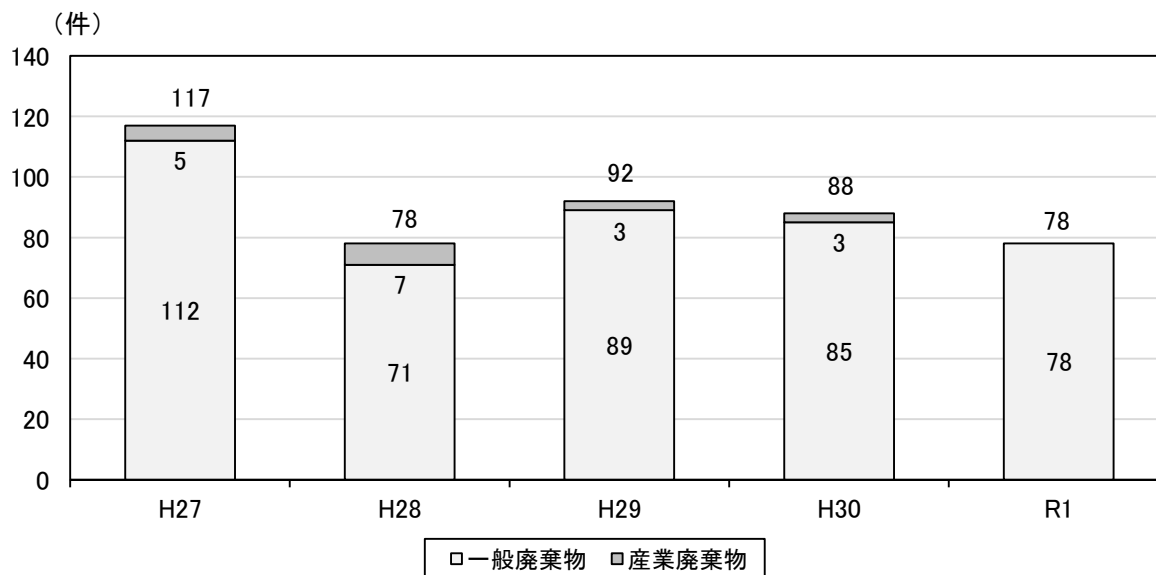


図 3-21 不法投棄発生件数の推移

13 中期計画の施策実施状況

本市は、中期計画で定めた数値目標の達成に向けて、これまで各種施策を推進してきました。これらの実施状況を以下に示します。

中期計画の施策実施状況																																							
1. 数値目標																																							
①ごみ排出量：55,300t ②家庭ごみ排出量：530g/人日 ③事業系ごみ排出量：22,100t ④リサイクル率：32.0% ⑤焼却処理量：47,200t ⑥最終処分量：8,200t	●中期目標は未達となっています。今後ごみ減量とリサイクル推進に取り組んでいきます。 <排出量等の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①排出量(t)</td> <td>56,911</td> <td>57,661</td> <td>56,733</td> <td>56,493</td> </tr> <tr> <td>②家庭系(g/人日)</td> <td>539</td> <td>547</td> <td>542</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>③事業系(t)</td> <td>22,973</td> <td>23,378</td> <td>22,836</td> <td>22,153</td> </tr> <tr> <td>④リサイクル率(%)</td> <td>30.8</td> <td>30.8</td> <td>31.4</td> <td>31.2</td> </tr> <tr> <td>⑤焼却量(t)</td> <td>49,367</td> <td>50,640</td> <td>51,193</td> <td>49,398</td> </tr> <tr> <td>⑥処分量(t)</td> <td>7,857</td> <td>7,731</td> <td>8,726</td> <td>9,288</td> </tr> </tbody> </table>					H28	H29	H30	R1	①排出量(t)	56,911	57,661	56,733	56,493	②家庭系(g/人日)	539	547	542	550	③事業系(t)	22,973	23,378	22,836	22,153	④リサイクル率(%)	30.8	30.8	31.4	31.2	⑤焼却量(t)	49,367	50,640	51,193	49,398	⑥処分量(t)	7,857	7,731	8,726	9,288
	H28	H29	H30	R1																																			
①排出量(t)	56,911	57,661	56,733	56,493																																			
②家庭系(g/人日)	539	547	542	550																																			
③事業系(t)	22,973	23,378	22,836	22,153																																			
④リサイクル率(%)	30.8	30.8	31.4	31.2																																			
⑤焼却量(t)	49,367	50,640	51,193	49,398																																			
⑥処分量(t)	7,857	7,731	8,726	9,288																																			
2-1. 家庭ごみ減量の推進																																							
4R の推進によるごみ発生・排出抑制の取組	●家庭用ごみ分別ガイドブック「クリーンとまこまい」を全世帯に配布し、ごみ減量、リサイクル、排出抑制を周知しました。 ●次世代市民に副読本配布や環境教育を実施しました。																																						
リフューズ・リデュースの促進に向けた取組	●ノーレジ袋・マイバック持参運動や、もったいない運動を継続し、排出抑制を呼びかけました。 ●R2.7から全国でレジ袋が有料化されました。 <レジ袋辞退率の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>辞退率(%)</td> <td>85.9</td> <td>85.3</td> <td>81.1</td> <td>81.5</td> </tr> </tbody> </table>					H28	H29	H30	R1	辞退率(%)	85.9	85.3	81.1	81.5																									
	H28	H29	H30	R1																																			
辞退率(%)	85.9	85.3	81.1	81.5																																			
リユースの促進	●リサイクルプラザ苫小牧で、大型ごみとして排出された家具や自転車等を修理し、再生品として展示販売をしました。 <リユース品の販売推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売数(個)</td> <td>1,406</td> <td>1,492</td> <td>1,168</td> <td>980</td> </tr> </tbody> </table> ●不要となった本を引き取り、来館者に無料で持ち出しするリユース文庫を実施しました。 <リユース文庫持出件数の推移> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>持出件数(冊)</td> <td>3,242</td> <td>1,636</td> <td>2,262</td> <td>1,624</td> </tr> </tbody> </table>					H28	H29	H30	R1	販売数(個)	1,406	1,492	1,168	980		H28	H29	H30	R1	持出件数(冊)	3,242	1,636	2,262	1,624															
	H28	H29	H30	R1																																			
販売数(個)	1,406	1,492	1,168	980																																			
	H28	H29	H30	R1																																			
持出件数(冊)	3,242	1,636	2,262	1,624																																			
生ごみ3きり運動の推進	●生ごみの減量対策として、平成26年度から、「使いきり」「食べきり」「水きり」の3つの「きり」を合言葉に、「生ごみ減量3きりプチダイエツト」を推進しました。																																						

中期計画の施策実施状況																																									
食品ロス削減運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロス削減のため、市内のコミュニティセンター等で消費期限が2か月以上残る食品を集め、フードバンクに寄贈するフードドライブ事業を実施しました。その他各種イベントにおいても、食品ロスの削減を呼びかけています。 ●食材を使い切る工夫や食べ残しを出さない工夫などの取組を実践している飲食店を認定する「ニコとま(2510)運動推奨店認定制度」を推進しました。 																																								
生ごみ堆肥化容器等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ●H28.7に「ベランダ de キューロ・ミニ」のモニター事業を開始しました。 ●H30.4に新たに生ごみ減量化を促進すべく、「キューロ」と「トラッシュファミリー」の購入助成を開始しました。 <p><助成件数の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>累計※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポスト(件)</td> <td>67</td> <td>38</td> <td>56</td> <td>41</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>密閉式容器(件)</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>572</td> </tr> <tr> <td>電動処理機(件)</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>224</td> </tr> <tr> <td>キューロ(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>トラッシュ(件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>75</td> <td>45</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H22からの累計</p>						H28	H29	H30	R1	累計※	コンポスト(件)	67	38	56	41	1,320	密閉式容器(件)	13	0	4	1	572	電動処理機(件)	13	4	9	7	224	キューロ(件)	—	—	15	4	19	トラッシュ(件)	—	—	75	45	120
	H28	H29	H30	R1	累計※																																				
コンポスト(件)	67	38	56	41	1,320																																				
密閉式容器(件)	13	0	4	1	572																																				
電動処理機(件)	13	4	9	7	224																																				
キューロ(件)	—	—	15	4	19																																				
トラッシュ(件)	—	—	75	45	120																																				
2-2. 事業系ごみ減量の推進																																									
排出事業者への啓発指導	<ul style="list-style-type: none"> ●H29.2に事業系ごみの実態調査のため、アンケートを実施しました。 ●H30.1に一般廃棄物収集運搬許可業者向け不適正搬入の是正に関する説明会を実施しました。 ●H30.10に事業系ごみ分別・処理ガイドブックを作成しました。 ●H31.2に事業系ごみ分別・処理説明会を実施しました。 																																								
収集運搬許可業者への指導及び協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●H29年度から、不適物搬入対策として沼ノ端クリーンセンターにて展開調査を実施しました。 																																								
処理手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣自治体及び民間のリサイクル業者の動向を調査しました。 																																								
リフューズ・リデュースの促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●店舗や事業者における包装の簡素化やレジ袋削減などのごみ発生・排出抑制につながる取組を行う店舗等を対象とする「エコストア認定制度」の認定店増加に取り組みました。 <p><エコストア認定制度登録店></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗(件)</td> <td>28</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>						H28	H29	H30	R1	店舗(件)	28	26	26	63																										
	H28	H29	H30	R1																																					
店舗(件)	28	26	26	63																																					
2-3. リサイクルの推進																																									
分別徹底の周知強化	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭ごみ有料化・紙類資源化に合わせ出前講座等による啓発を強化し、適正分別の周知徹底を行いました。 <p><出前講座・分別説明会の開催実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数(回)</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>75</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>出席者(人)</td> <td>942</td> <td>1,011</td> <td>3,446</td> <td>912</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●H30.10から有害ごみの収集日変更、缶・びんの別袋回収、おむつ類の無料回収を開始しました。 						H28	H29	H30	R1	回数(回)	22	17	75	18	出席者(人)	942	1,011	3,446	912																					
	H28	H29	H30	R1																																					
回数(回)	22	17	75	18																																					
出席者(人)	942	1,011	3,446	912																																					

中期計画の施策実施状況

集団回収の推進

- 奨励金は、一律 1kg あたり 3 円を継続し、集団回収活動の活性化に務めました。
- コロナ禍の影響により、R2.8 からびん類の集団回収を一時停止としました。

<助成金交付団体数と回収量の推移>

	H28	H29	H30	R1
交付団体数(件)	231	235	225	214
回収量(t)	6,307	5,949	5,315	4,888

- H28.4 に集団回収活動を活性化するため、集団回収団体が資源物を一時的に保管する建築物（リサイクルハウス）の設置に対して助成しました。
- H30年度は震災の影響により工期が冬となり、設置できなかったため、R1年度に助成しました。

<リサイクルハウス設置助成件数の推移>

	H28	H29	H30	R1
助成件数(件)	6	4	0	3

拠点回収の推進

- H28.4 に古着古布の対象を拡大しました。（綿 50%以下）
- R2.5 にコロナ禍の影響により、古着古布回収の対象を縮小しました。

<拠点回収量の推移>

	H28	H29	H30	R1
古着・古布(t)	48.10	54.68	50.27	38.70
廃食油(t)	22.50	23.07	23.35	24.78
主要古紙(t)	214.82	206.27	207.02	138.84
小型家電(t)	34.06	46.47	34.25	28.45
蛍光管(t)	6.88	6.97	7.65	6.82

事業系ごみリサイクルの推進

- 事業系ごみのうち上質古紙の資源回収に務めました。

<上質古紙回収量の推移>

	H28	H29	H30	R1
回収量(t)	445	428	394	417

3-1. リサイクルプラザ苫小牧の充実

リサイクルプラザ苫小牧の機能充実

- ごみ減量とリサイクル推進に関わる情報発信基地として位置付けて、業務内容の変更（講師の一部委託・新講座の拡大・出前講座の開始・全施設の見学者への対応・プラザまつりの開催・ごみ分別ゲームの設置）など施設内容の見直しを行いました。
- 市内中心部にサテライト施設の可能性を検討しました。
- R2.10 から市内のコミュニティセンターなどに再生自転車などの抽選箱を設置しました。

<来館者数の推移>

	H28	H29	H30	R1
来館者(人)	31,176	28,991	26,919	21,814

中期計画の施策実施状況

3-2. ごみの減量とリサイクルの推進に関する情報発信

転入者に対する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●住民異動の多い3月末から4月の期間と10月に、市本庁舎において転入者に対して、ごみ分別方法やごみ袋の使い方などの情報提供を行いました。 <転入者向けごみ分別相談窓口開催の推移> <table border="1" data-bbox="542 398 1404 477"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回数(人)</td> <td>600</td> <td>372</td> <td>293</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table>		H28	H29	H30	R1	回数(人)	600	372	293	348
	H28	H29	H30	R1							
回数(人)	600	372	293	348							
情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●H30.10からの分別方法の変更について、広報とまこまいやホームページ、出前講座や説明会などを活用して、積極的に発信しました。 ●毎年6月の環境月間に合わせて、ごみ減量とリサイクル推進、まちの環境美化に関する特集を地元新聞に掲載しました。 ●SNS（Instagram、Facebook、YouTube）での情報発信のほか、R2.10にごみ分別アプリを導入しました。 										
次世代市民への環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学生向けの副読本を配布したほか、出前講座を実施しました。 ●学校給食の残渣の堆肥化とその有効性をモデル事業として実施しました。 ●幼児向けリーフレットを配布したほか、053ファイブショーの出前講座などを実施しました。 										

3-3. 環境美化の推進

ぼい捨て防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●H28.4に苫小牧市ぼい捨てによる空き缶等の散乱防止に関する条例を一部改正しました。（ぼい捨てをした者に対し、市が指導、勧告及び命令できるようにしました。） ●新たなぼい捨て防止看板の設置を行い、啓発に努めました。
不法投棄対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●H25に開設した不法投棄通報専用ダイヤル(53-0530 ごみゼロごみゼロ)の周知を図りました。 ●苫小牧郵便局および北海道電力苫小牧支社と「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」を締結し、発見及び通報の強化を図りました。 ●不法投棄の多い郊外の路線に監視カメラを設置しました。
ごみ排出マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃指導員による日常的なパトロールや不適正排出の調査、排出ルールの指導を実施しました。 ●不適正排出が多いステーションについて、折りたたみ式に変更することで、排出者責任を明確化し、ごみ排出マナーの向上を図りました。 ●共同住宅において、「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、管理者との情報共有や入居者への周知のほか、市、管理者、町内会の三者による合同パトロールを行いました。
地域住民と連携した美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会・自治会を対象とした「環境美化活動助成金」を継続しました。 ●春・秋に全市一斉の大掃除「053（ゼロごみ）の日」を実施しました。 ●5月30日に「530（ごみゼロ）の日」としてイベントを実施し、ごみ減量とリサイクル推進を周知しました。

中期計画の施策実施状況

4-1. 安定したごみ処理体制の確立

焼却処理施設の適正配置

- ごみが減量した結果、糸井清掃センターを廃炉とし、沼ノ端クリーンセンターのみで処理可能となりました。
- H30.4に糸井清掃センターを休炉しました。
- H31.4に糸井清掃センターを廃炉しました。
- H27.9～H30.2に沼ノ端クリーンセンターの延命化を図るため、基幹的設備改良工事を実施しました。

< 焼却処理量の推移 >

	H28	H29	H30	R1
焼却処理量(t)	49,367	50,640	51,193	49,398

資源化処理体制の再構築

- H29.3に資源化センターを廃止しました。
- H29.4に缶・びん・ペットボトル・紙パック中間処理の民間委託を開始しました。
- 将来を見据えた処理施設の調査・研究を実施しました。

最終処分場の整備

- H30.6～R2.9に焼却灰を埋め立てる第2埋立処分場を造成しました。
- R1.10から燃やせないごみの最終処分場の次期整備計画について安平町・厚真町と協議を開始しました。

広域ごみ処理の継続

- 定住自立圏の観点から、安平町・厚真町と連携を図り、広域ごみ処理を継続しました。

災害廃棄物処理体制の確立

- 災害時に発生する廃棄物の収集運搬及び処理に関し、近隣自治体との連携を含めて調査・検討を進めました。
- H29.3に大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書を締結（苫小牧廃棄物協同組合）しました。
- H30.3に北海道ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定モデル事業に参加し、苫小牧市災害廃棄物処理計画（骨子案）を策定しました。
- R2.3に苫小牧市災害廃棄物処理計画（骨子案）の見直しと、災害時処理困難物対応マニュアルを作成しました。

4-2. ふくしのまちづくりに向けた収集体制の確立

収集体制の効率化

- H28.7にごみ収集地区を見直し、42種類あるごみ収集排出カレンダーを19種類に変更し、収集の効率を図りました。
- H28.7から一般廃棄物収集運搬委業務託を苫小牧廃棄物協同組合へ一括発注としました。

戸別収集の試行導入

- H28.7から戸別収集モデル事業を開始しました。
- H29.2～H30.7にかけて、市民及び収集作業員にアンケート調査を実施しました。
- H31.2に戸別収集試行の検証結果について議会で報告しました。
- R2.12に戸別収集の全市拡大を一時凍結しました。

ふれあい収集の推進

- 単身高齢者や障がい者世帯でごみ排出困難な世帯を支援するため、ふれあい収集を継続しました。

14 中期計画における目標値の達成状況

(1) 中期計画における目標値

本市の中期計画は、中間目標を令和2年度、後期目標を令和6年度として、「ごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」、「焼却処理量」及び「最終処分量」の6つの指標に係る目標値を設定しています。

なお、目標値は以下のとおりです。

表 3-7 中期計画における目標値

指標	単位	実績	中期目標	後期目標
		H22	R2	R6
ごみ排出量	t/年	70,973	55,300	53,400
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	g/人日	690	530	520
事業系ごみ排出量	t/年	27,181	22,100	21,400
リサイクル率	%	20.5%	32.0%	33.0%
焼却処理量	t/年	64,588	47,200	45,300
最終処分量	t/年	13,234	8,200	8,000

(2) 目標値の達成状況

① ごみ排出量

本市のごみ排出量の目標達成状況は、令和2年度の中期目標 55,300 t/年及び令和6年度の後期目標 53,400 t/年に対して、令和元年度の実績は 56,493 t/年です。令和元年度時点では、中期目標は未達となっており、達成困難な状況にあります。

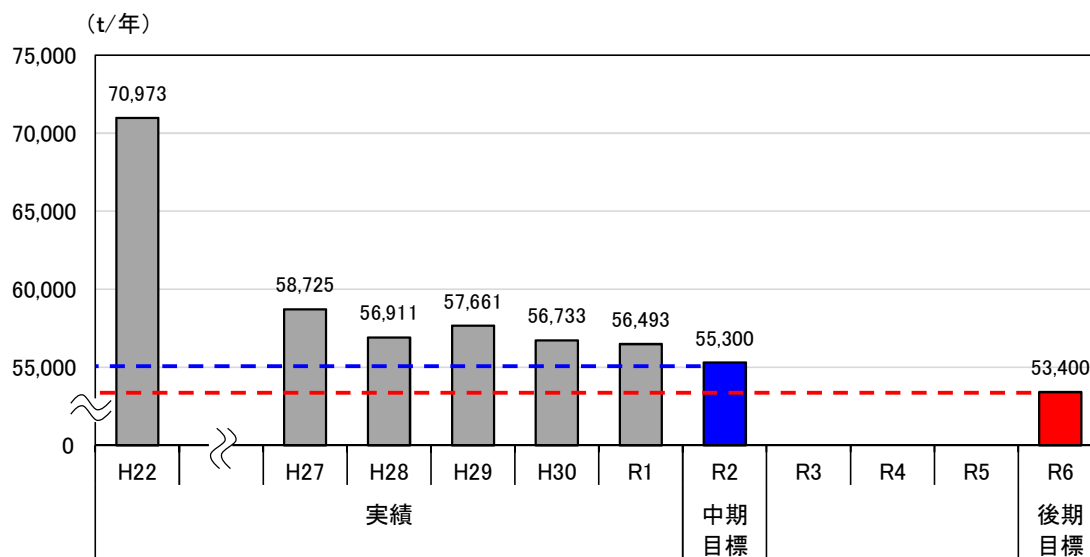


図 3-22 ごみ排出量の目標達成状況

② 1人1日当たりの家庭ごみ排出量

本市の1人1日当たりの家庭ごみ排出量の目標達成状況は、令和2年度の中期目標 530g/人日及び令和6年度の後期目標 520g/人日に対して、令和元年度の実績は 550g/人日です。令和元年度時点では、中期目標は未達となっており、達成困難な状況にあります。

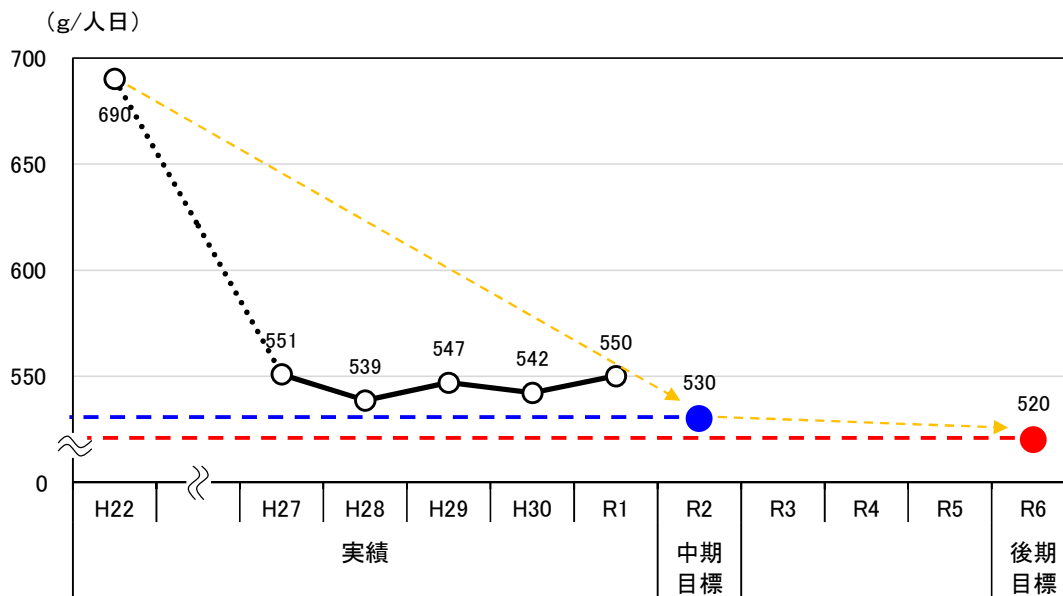


図 3-23 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の目標達成状況

③ 事業系ごみ排出量

本市の事業系ごみ排出量の目標達成状況は、令和2年度の中期目標 22,100 t/年及び令和6年度の後期目標 21,400 t/年に対して、令和元年度の実績は 22,153 t/年であり、中期目標と同等程度となっており、令和2年度に中期目標の達成が見込まれます。

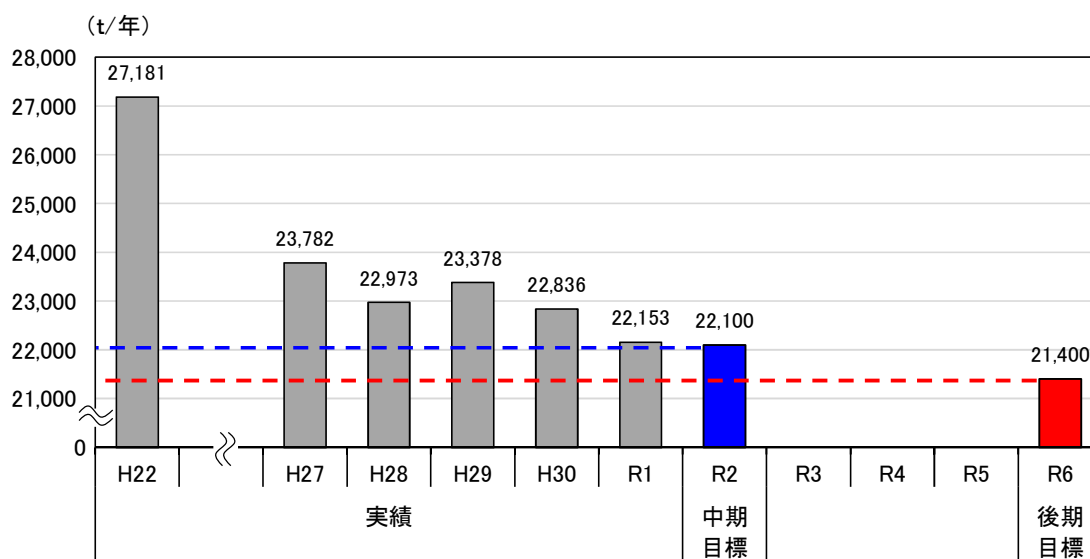


図 3-24 事業系ごみ排出量の目標達成状況

④ リサイクル率

本市のリサイクル率の目標達成状況は、令和2年度の中期目標 32.0%及び令和6年度の後期目標 33.0%に対して、令和元年度の実績は 31.2%です。令和元年度時点では、中期目標は未達となっており、達成困難な状況にあります。

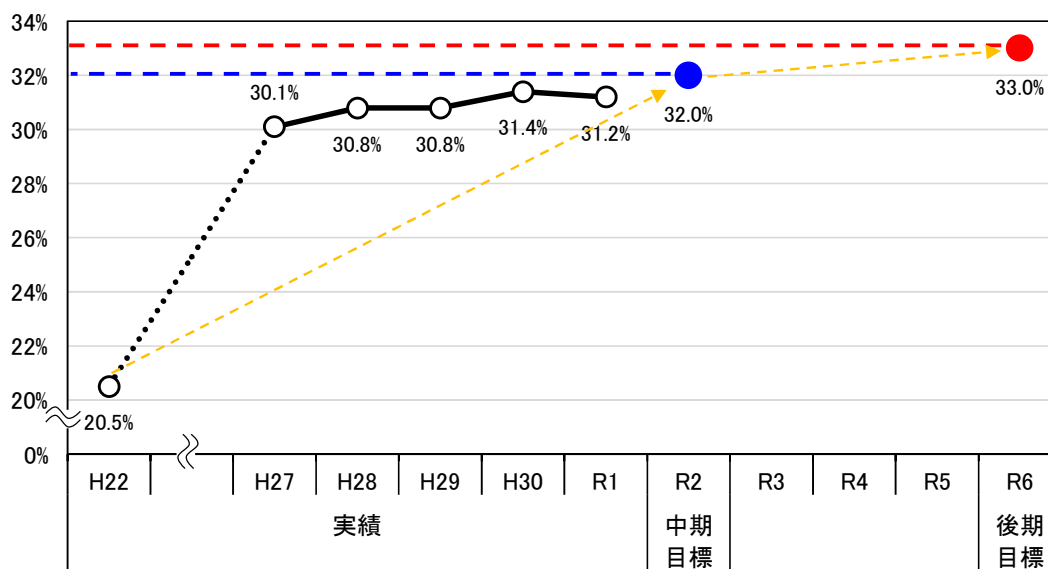


図 3-25 リサイクル率の目標達成状況

⑤ 焼却処理量

本市の焼却処理量の目標達成状況は、令和2年度の中期目標 47,200 t/年及び令和6年度の後期目標 45,300 t/年に対して、令和元年度の実績は 49,398 t/年であります。令和元年度時点では、中期目標は未達となっており、達成困難な状況にあります。

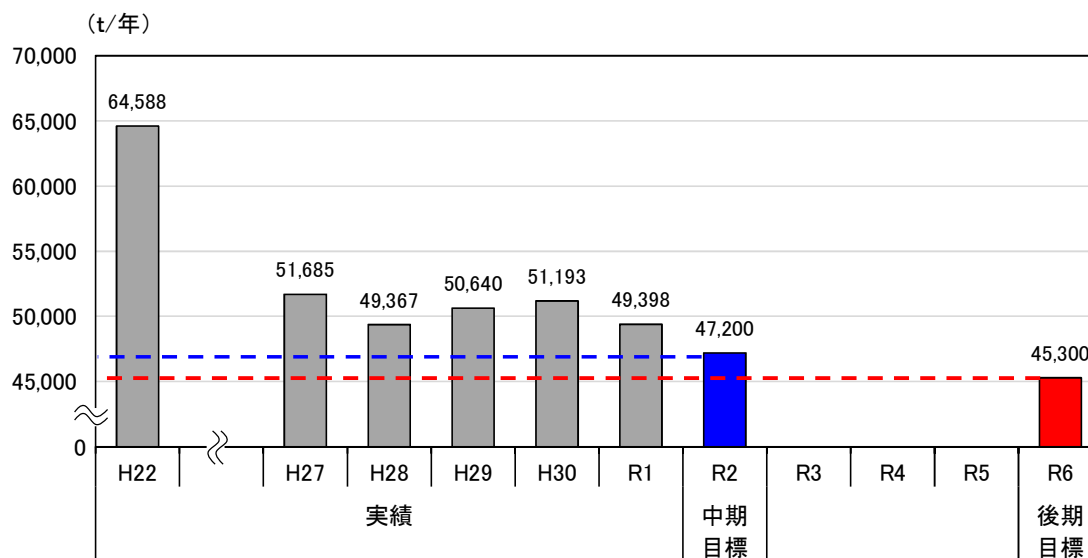


図 3-26 焼却処理量の目標達成状況

⑥ 最終処分量

本市の最終処分量の目標達成状況は、令和2年度の中期目標 8,200 t/年及び令和6年度の後期目標 8,000 t/年に対して、令和元年度の実績は 9,288 t/年であります。令和元年度時点では、中期目標は未達となっており、達成困難な状況にあります。

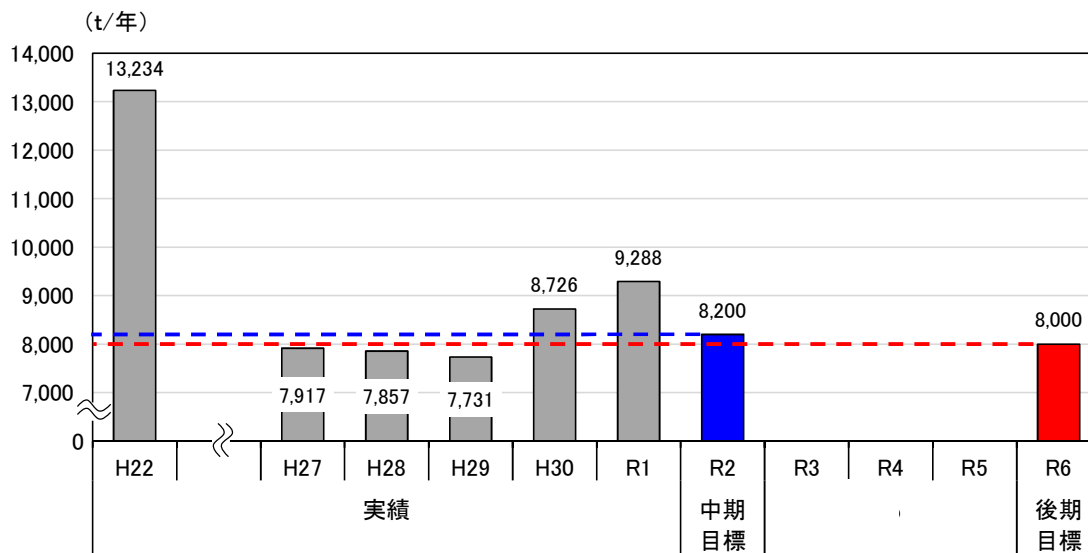


図 3-27 最終処分量の目標達成状況

15 今後のごみ処理の課題

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

本市においては、家庭ごみ有料化の導入後、市民のごみ分別・適正排出に対する意識が向上したことで、これまで燃やせるごみに含まれていた紙類などの分別が進み、家庭ごみ排出量は有料化導入前と比べて大幅に減少しました。一方で、近年は有料化導入直後と比べて家庭ごみ排出量の減少幅が小さく、おおむね横ばいで推移している状況にあることから、以下が課題と考えられます。

- 1人1日当たりの家庭ごみ排出量とリサイクル率がおおむね横ばいとなる中、新たな施策の検討が必要
- 燃やせるごみの約9%（令和元年度組成調査結果）を占める食べ残しや賞味期限切れなどの食品ロスの削減
- コロナ禍においても実施可能な古着・古布のリサイクルルートの確保
- 効率的でローコストな小型家電の収集運搬及び処理体制の確立

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

事業系ごみの燃やせるごみには、資源としてリサイクル可能な上質古紙・チラシ類や紙製容器包装等が約21%（令和元年度組成調査結果）含まれていることから、以下が課題と考えられます。

- 排出事業者によるごみの減量や分別、民間リサイクルルートを活用するなどの取組の促進
- 他都市や民間リサイクル処理施設の処理費用を参考とした、事業系ごみの埋立焼却処分手数料の適正価格の検討
- シュレッダー紙などのリサイクルルートの確保

(3) 市民への情報提供と啓発

「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」の実現を目指して、さらなるごみの減量とリサイクルの推進をするため、今後も市民と事業者の理解や協力による自主的な取組が不可欠です。一方で、分別や排出日を守らない等の不適正な排出も見受けられることから、以下が課題と考えられます。

- 排出マナーの周知徹底
- 市民と事業者による自主的な取組を促す情報発信の検討
- 周知啓発を行うための効果的な発信方法として、リサイクルプラザ若小牧におけるイベントやオンライン講座の実施、また、SNS（Instagram、Facebook、YouTubeなど）を活用した新たな周知方法の検討
- 収集運搬作業の安全を確保するため、危険物（スプレー缶やライター、二次電池等）の分別徹底の周知

(4) 超高齢社会に対応した収集運搬体制の構築

今後も持続可能な収集運搬体制とするためには、収集運搬の効率化に向けた検討が必要となります。一方で、さらなる社会の高齢化の進展に伴い、高齢者等のごみ排出に対する負担軽減へのニーズはさらに高まるものと想定されることから、以下が課題と考えられます。

- 持続可能な収集運搬体制の確保のための適正な委託料及び所要時間の検討
- ふれあい収集の継続を含む、多様なごみ排出支援の検討

(5) 中間処理体制の確保

沼ノ端クリーンセンターは、平成 27 年度から基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図りました。一方で、施設の老朽化は進行していくことから、以下が課題と考えられます。

- 施設の長寿命化による延命措置の検討
- 広域処理による新たな中間処理施設の整備の検討

(6) 最終処分場の延命化及び整備

沼ノ端埋立処分場は、令和 2 年度に、第 2 期埋立処分場造成工事を実施しました。一方で、柏原最終処分場の延命化を図るために、以下が課題と考えられます。

- 沼ノ端埋立処分場（最終処分場）の延命化及び整備
- 令和 10 年以降に満了予定となるため、次期最終処分場の整備検討
- 広域処理による次期最終処分場の整備検討

(7) 災害廃棄物等への対策

大規模な自然災害や中間処理施設の火災等による施設停止への備えとして、以下が課題と考えられます。

- 苫小牧市災害廃棄物処理計画の策定
- 有事の際における広域処理体制に係る近隣自治体との連携体制の構築

第2節 人口及びごみ排出量の将来予測

1 将来人口の設定方法

本計画における将来人口は、「【第2期】 苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」に基づいて、以下のとおり設定します。

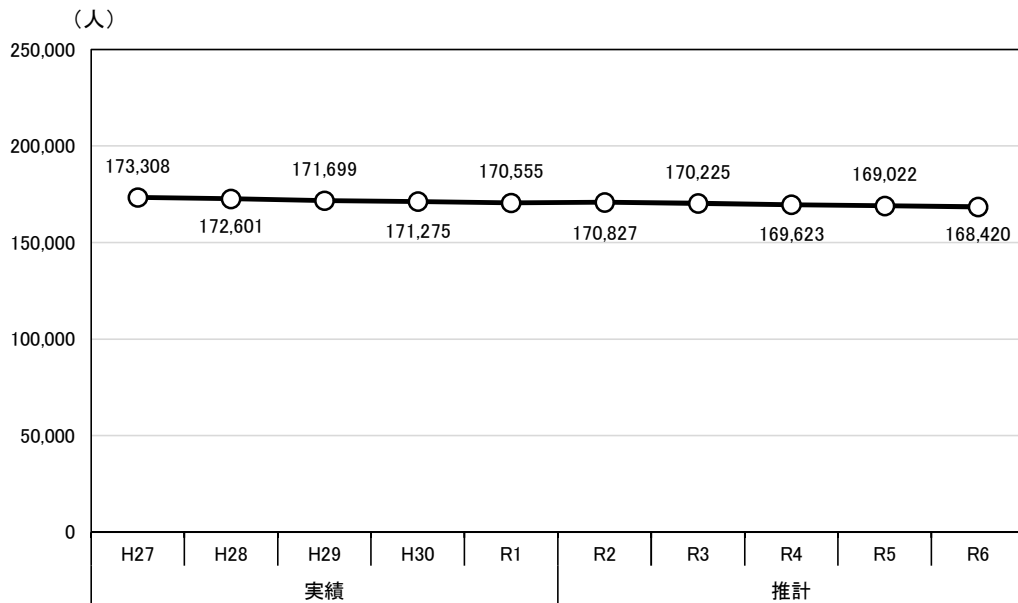


図 3-28 人口の将来予測

2 ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の将来予測のイメージ

本市のごみ排出量の将来予測は以下のとおりです。

はじめに、さらなる減量対策等を実施しない場合のごみ排出量の予測を行います。次に、ごみ減量及び資源化施策等を立案して目標値を定め、その目標を達成した場合のごみ排出量を予測します。

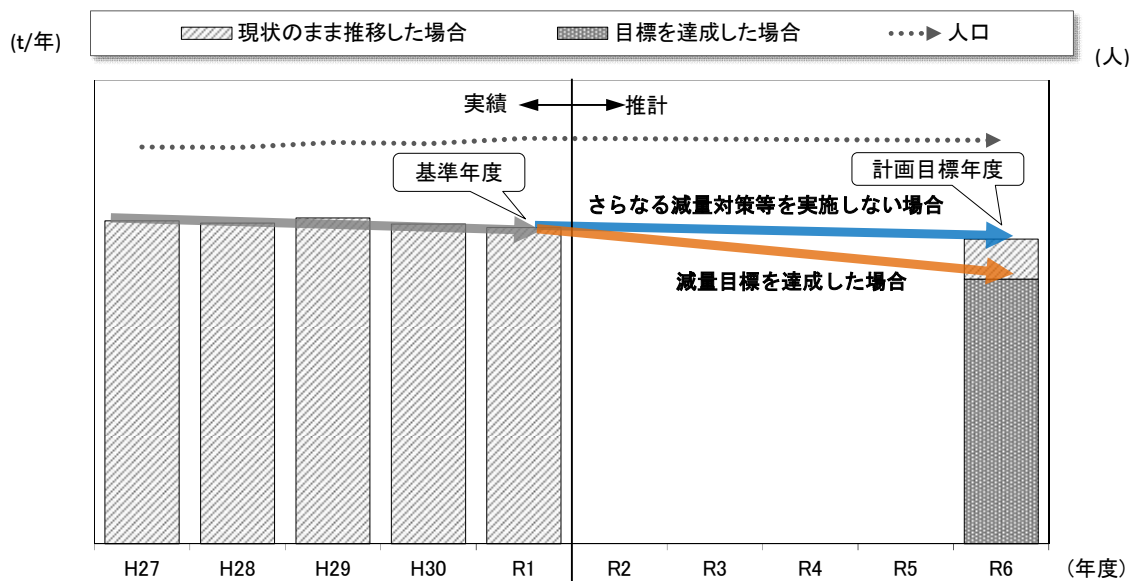


図 3-29 ごみ排出量の将来予測イメージ

(2) ごみ排出量の将来予測（さらなる減量対策等を実施しない場合）

本市のごみ排出量のさらなる減量対策等を実施しない場合は以下のとおりです。

将来のごみ排出量は、令和6年度において55,769 t/年になると予測しました。また、1人1日当たり家庭ごみ排出量は、令和6年度において550g/人日となります。

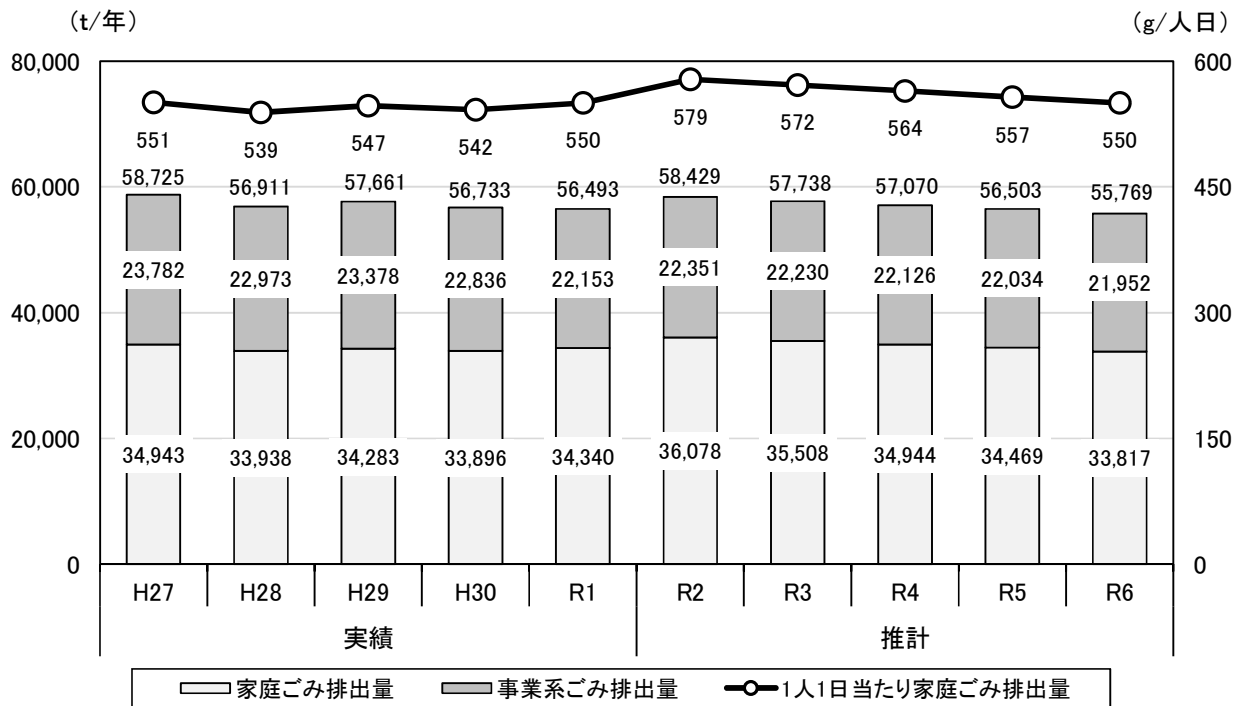


図 3-30 ごみ量の将来予測（さらなる減量対策等を実施しない場合）

第3節 計画の基本フレーム

1 基本理念

「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」を基本理念とし、市民・事業者・行政の三者が協働し、ごみ発生抑制（Refuse：リフューズ）、ごみ排出抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）という4Rの推進を図り、さらなるごみの減量やリサイクルの推進に努めます。

基本理念 053（ゼロごみ）のまち とまこまい

2 基本方針

本計画の基本理念である「053（ゼロごみ）のまち とまこまい」の実現に向けて、基本方針を定め、各種施策を継続して推進します。

基本方針1：4Rの推進によるごみの減量

市民・事業者・行政が一体となり、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの「4R」を推進し、ごみの減量に取り組みます。

基本方針2：市民との情報共有と環境教育の推進

ごみの減量とリサイクルの推進及び、まちの環境美化に向けて、適切に情報提供し市民との情報の共有を進めるとともに、学童期及び幼児期からの環境教育を推進します。

基本方針3：環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進

循環型社会の構築に向け、ごみの減量やリサイクルの推進とともに、効率的な収集運搬体制や適正な規模の処理施設の確保に努めます。

3 基本目標

本計画で定める各種施策を進めるに当たっては、ごみ処理に関する基本目標を設け、市民・事業者とその目標を共有し、その達成状況を評価しながら、それぞれの役割に基づいた取組の実践が求められます。

本計画における基本目標として、①1人1日当たりの家庭ごみ排出量、②事業系ごみ排出量、③リサイクル率の3つの指標に係る目標値を設定します。

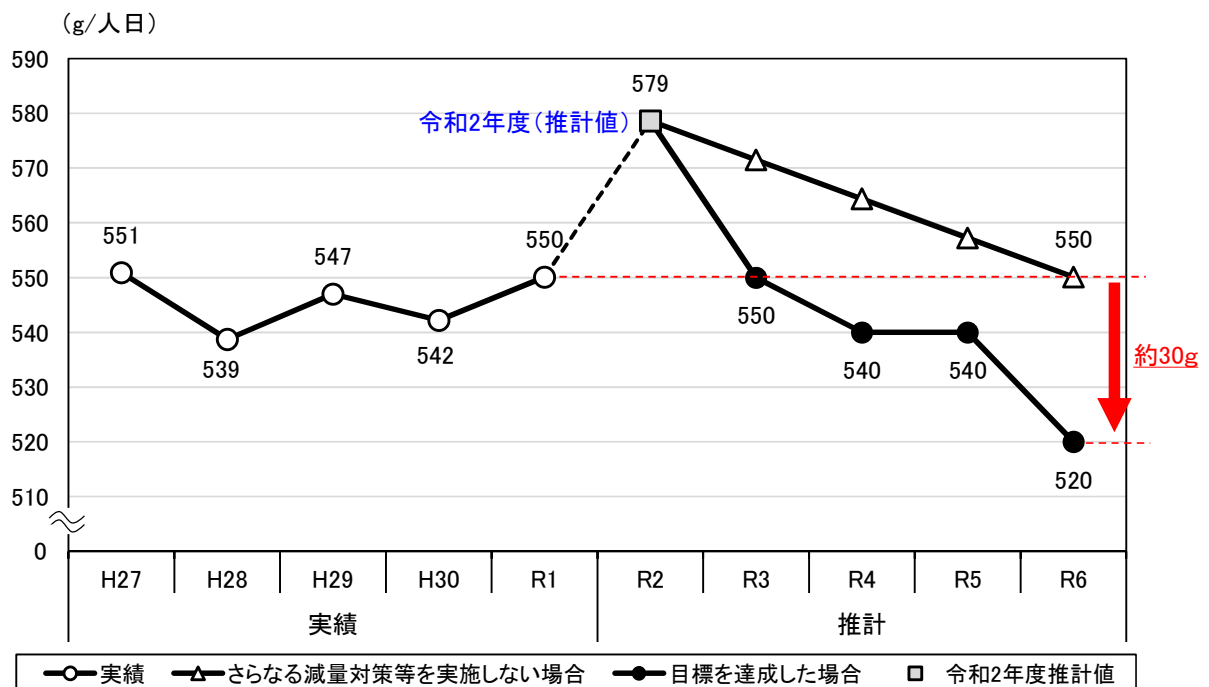
(1) 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の目標

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、平成25年7月の家庭ごみ有料化後に大幅に減少し、近年は増減を繰り返しながらおおむね横ばいで推移しています。しかし、令和2年度については、コロナ禍における生活様式の変化などに伴い579g/人日程度まで増加する見込みです。

現時点では、今後のコロナ禍の影響を見通すこと及び、将来のごみ量の予測も難しいことから、まずは令和3年度にコロナ禍以前の550g/人日を目指します。

さらに、過去最小値である540g/人日まで削減し、令和4年度から5年度にかけてこの排出量を維持しながら、生ごみ減量や食品ロスなどの対策をあらゆる角度から検討し、計画最終年度における当初の目標値520g/人日の達成を目指します。

目標値①	1人1日当たりの家庭ごみ排出量
	令和6年度：520g/人日（令和元年度から30g/人日減量）



※令和2年度推計値は、令和2年4月～11月までの実績に基づいて、令和2年度の1人1日当たり家庭ごみ排出量を推計したものである。

図 3-31 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の目標値

(2) 事業系ごみ排出量の目標

事業系ごみ排出量は減少傾向で推移しており、令和元年度実績 22,153 t/年は、中期計画において定めた令和2年度の中期目標 22,100 t/年と同等程度となっています。また、令和2年度については、コロナ禍における事業活動の縮小などに伴って 20,586 t/年程度まで減少する見込みです。令和3年度以降についてもコロナ禍の影響を受けるものと想定されますが、1人1日当たり家庭ごみ排出量と同様に、その影響の程度を見通すことは困難な状況です。

このような状況を踏まえ、さらなる減量対策等を実施しない場合の将来予測は令和元年度までの実績に基づく推計とします。また、目標値については、中期計画の目標値を据え置くものとし、令和6年度に 21,400 t/年を達成することを目指します。

目標値②	事業系ごみ排出量
	令和6年度：21,400 t/年（令和元年度から約750t/年減量）

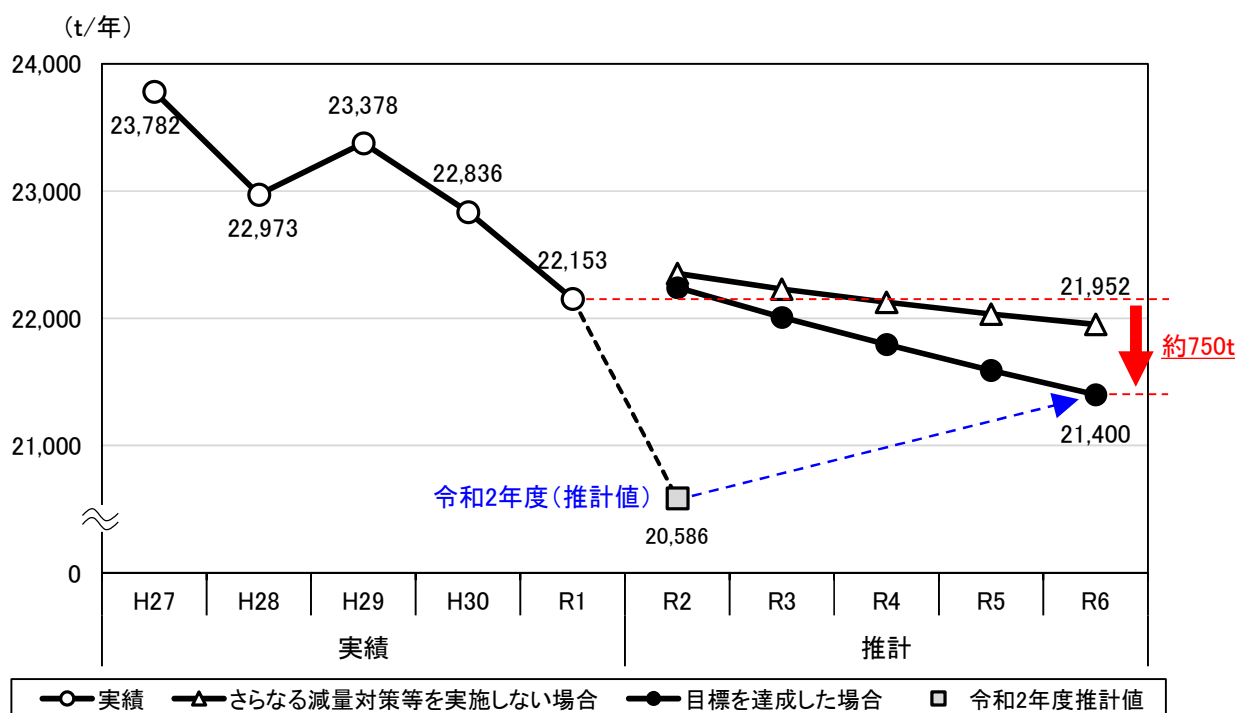


図 3-32 事業系ごみ排出量の目標値

※令和2年度推計値は、令和2年4月～11月までの実績に基づいて、令和2年度の事業系ごみ排出量を推計したものである。

(3) リサイクル率の目標

リサイクル率は、緩やかな増加傾向で推移しており、令和元年度実績は31.2%です。本計画では、さらなるリサイクル率の増加に向けて、中期計画における令和6年度の目標値を踏襲することとし、令和6年度に33.0%を達成することを目指します。

目標値③	リサイクル率
	令和6年度：33.0%（令和元年度から1.8ポイント増加）

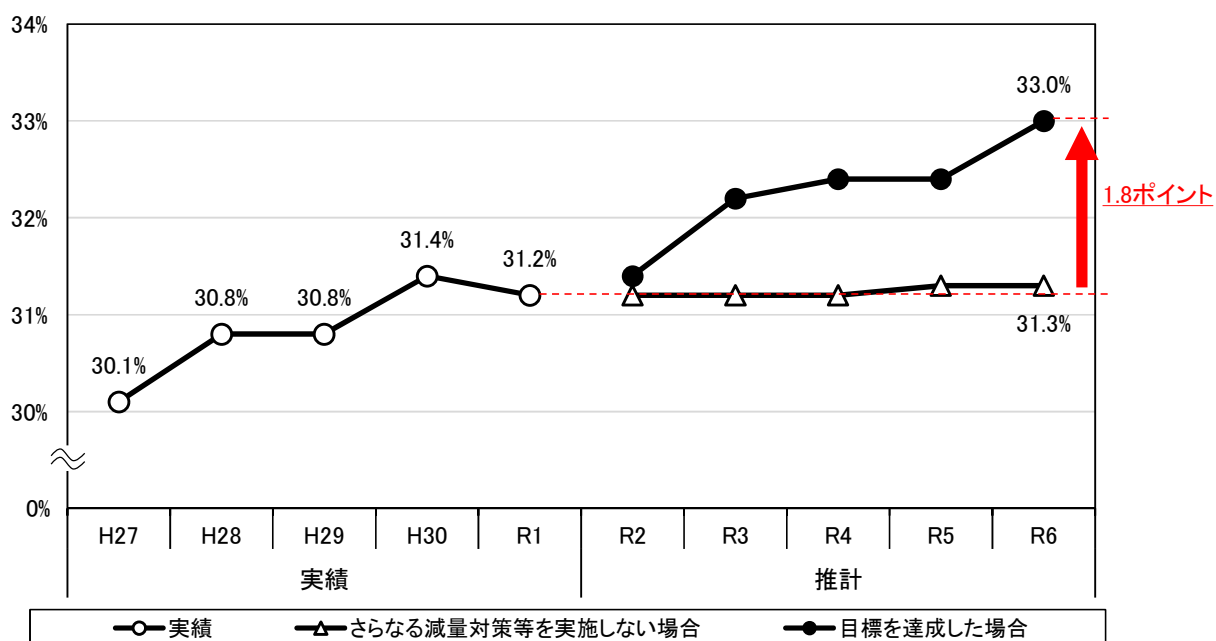


図 3-33 リサイクル率の目標値

4 数値目標を達成した場合のごみ排出量の予測

数値目標を達成した場合の将来のごみ排出量は、令和6年度において53,367 t/年になると予測しました。

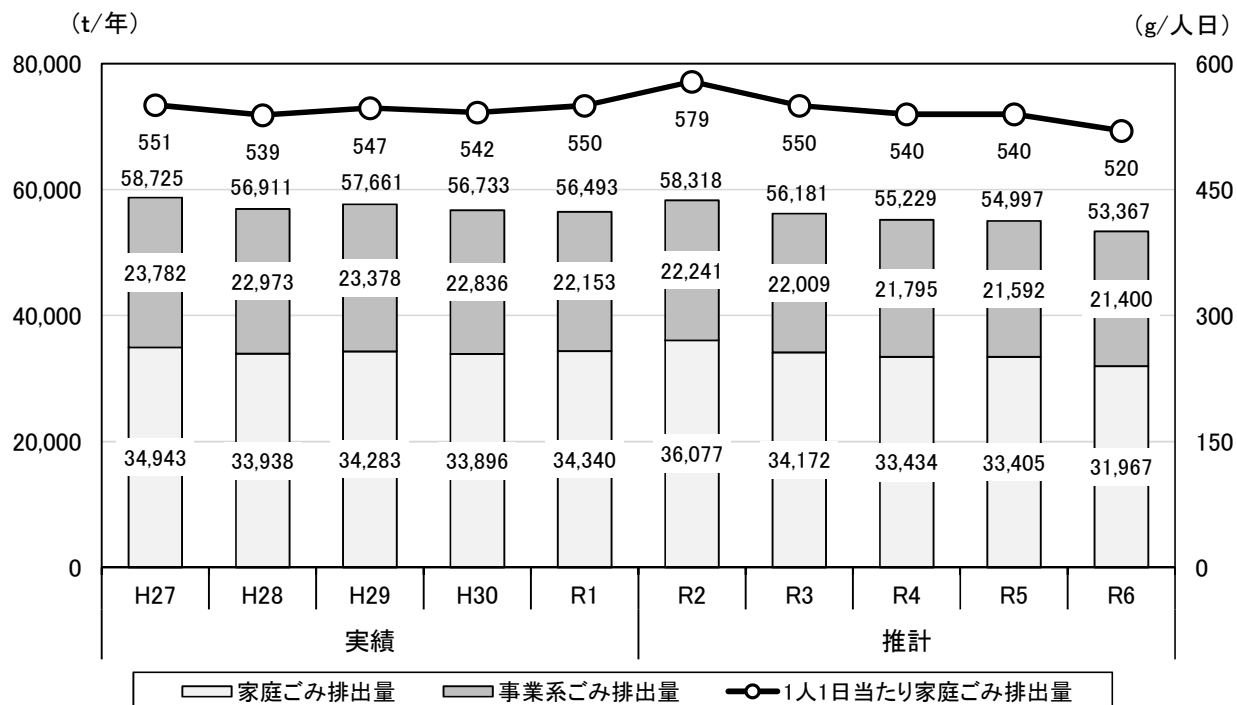


図 3-34 ごみ量の将来予測（数値目標を達成した場合）

5 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりであり、基本理念の実現に向け基本方針を設定し、各施策を展開します。

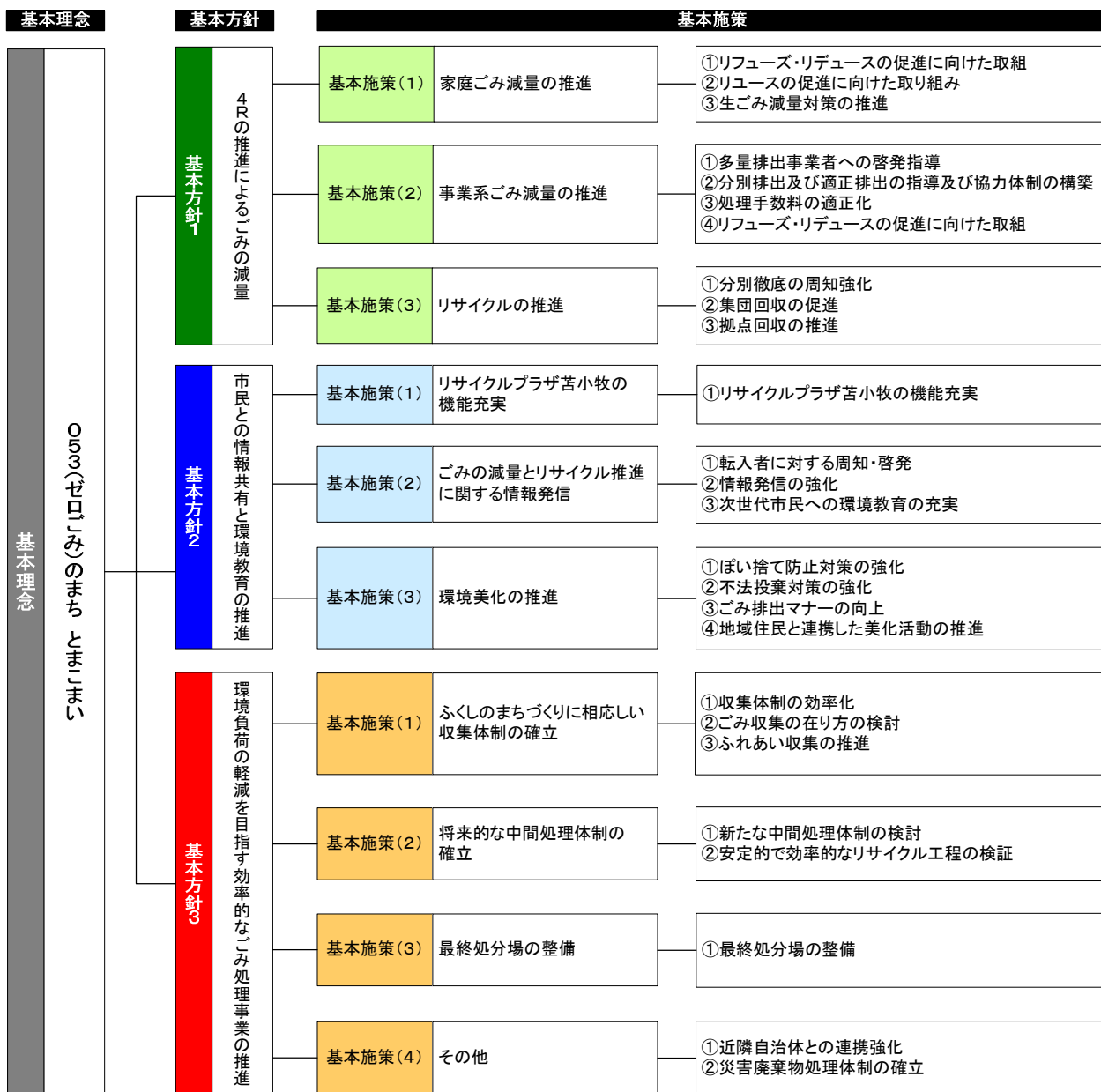


図 3-35 施策の体系

第4節 ごみ処理計画

1 【基本方針1】4Rの推進によるごみの減量

【基本方針1】4Rの推進によるごみの減量

基本施策	(1) 家庭ごみ減量の推進 (2) 事業系ごみ減量の推進 (3) リサイクルの推進
------	---

(1) 家庭ごみ減量の推進

① リフューズ・リデュースの促進に向けた取組

ごみの減量に取り組む上で最も重要なことは、ごみそのものを発生させないことです。家庭ごみの発生及び排出抑制を推進するため、4Rの中で特に重要な「リフューズ（ごみ発生抑制）」、「リデュース（ごみ排出抑制）」の2Rを中心とした啓発として、マイバッグ、マイ箸、マイボトルの活用、詰め替え商品の購入、ばら売り・量り売り商品の選択を促すことや、物を使い切ることなどの啓発を行います。

② リユースの促進に向けた取組

物を長く使用し、まだ使える物は再使用する「リユース（再使用）」は、ごみの減量につながる有効な取組です。家庭ごみのリユースを推進するため、リサイクルプラザ苫小牧で行っている大型ごみとして排出された家具や自転車等再生品の展示販売の継続や、053リユース文庫を周知するとともに、家庭用品の修理講習会や出前講座・イベント等を通じ、“もったいない”を浸透させるよう普及啓発を図ります。

③ 生ごみ減量対策の推進

1) 生ごみ3きり運動の推進

生ごみには多くの水分が含まれており、生ごみを捨てる前にしっかりと「水きり」を行うことで、約10%の重量を減らすことが可能です。また、燃やせるごみとして排出される生ごみの中には食べ残しや未開封の食品等が含まれており、これらを減らすためには、商品購入時に必要な物だけを購入して食材を上手に使い切る「使いきり」や食べる分だけ調理する「食べきり」など、家庭における取組が重要となります。

生ごみの減量化に向けた市民の自主的な取組を促進するため、「水きり」「食べきり」「使いきり」の行動を市民に実践していただくよう「生ごみ3きり運動」をイベントや広報活動などを通じて、さらなる普及啓発を行っていきます。

2) 生ごみ堆肥化容器及び生ごみ分解処理容器の普及促進

生ごみの減量化に向けた市民の自主的な取組を支援するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ分解処理容器の購入者に対する助成制度の周知や電動生ごみ処理機の普及促進を

図るための貸出し事業を継続していきます。

3) 食品ロス削減の推進

令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」を受けて、食品ロス削減推進計画が策定されました。この計画に基づき、食品ロス削減を推進するため、ニコとま（2510）運動やフードドライブ事業の呼びかけを継続するとともに、フードシェアリングサービスの活用を展開していきます。

4) 生ごみ処理方法に関する調査・研究

今後、さらなるごみ減量及びリサイクルの推進に向けて生ごみを中心とした対策の強化を図るため、生ごみの減量化や資源化方法について、他自治体の先進的な事例等を参考に調査・研究を進めます。

(2) 事業系ごみ減量の推進

① 多量排出事業者への発見及び指導

事業系ごみの減量を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対し、必要に応じ一般廃棄物の減量に関する計画の作成・提出を求めます。また、平成 29 年度に実施した事業者アンケートの結果や他自治体の事例等を踏まえて、各業態に見合った分別・処理方法等の助言及び指導を実施します。

② 分別排出及び適正排出の指導及び協力体制の構築

事業系ごみの分別排出及び適正排出を推進するため、事業者に対して、資源物を適正にリサイクルすること、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を区別し、適正に処理することを指導します。また、収集運搬許可業者と連携し、事業系一般廃棄物として搬入される事業系ごみの展開検査を行い、排出が適正でない事業者に対して分別や適正排出を指導します。

③ 処理手数料の適正化

事業系ごみの埋立焼却処分手数料については、受益者負担の公平化及び事業系ごみの減量を図るため、処理原価や周辺自治体の料金水準等を考慮しながら、引き続き適正化に努めます。

④ リフューズ・リデュースの促進に向けた取組

ごみの発生及び排出抑制を推進するため、店舗や事業者における包装の簡素化や、レジ袋やトレイなどの削減、ばら売り・量り売り等のごみ発生・排出抑制につながる取組を行う店舗や事業者を対象としたエコストア認定制度などを強化し、事業者のごみの減量や環境に配慮した取組を支援します。

(3) リサイクルの推進

① 分別徹底の周知強化

さらなるリサイクルの推進に向けて資源物の分別徹底を図るため、引き続き各種イベントや出前講座を開催するとともに、コロナ禍を踏まえた対応としてごみ分別アプリや SNS などの活用、さらにはリモートによる講座を開催し、市民に周知・啓発を行います。

② 集団回収の促進

集団回収は、ごみの減量とリサイクルの推進に大きな効果があるとともに、リサイクルに関する市民意識の向上や地域コミュニティの活性化にも寄与しています。

今後も集団回収の取組を推進するため、「リサイクルハウス」の設置助成を継続します。また、新聞紙、雑誌、ダンボールなどの紙類の回収量が減少傾向にあることに加えて、コロナ禍の影響により、複数の品目のリサイクルルートが停止しているため、制度の見直しや地区内での団体回収日の調整などを検討します。

③ 拠点回収の推進

古着・古布や廃食油等の回収を促進するため、市民へ回収拠点の設置箇所や回収品目等の情報発信及び利用促進についての周知・啓発を行うほか、公共施設や大型スーパー、家電量販店などの事業者の協力を得ながら、回収拠点の増設及び対象の拡大に努めます。一方で、コロナ禍の影響によりリサイクルが困難となっている品目もあることから、リサイクル体制の再構築を図ります。

2 【基本方針2】市民との情報共有と環境教育の推進

【基本方針2】市民の情報共有と環境教育の推進

基本施策	(1) リサイクルプラザ苫小牧の機能充実 (2) ごみの減量とリサイクルの推進に関する情報発信 (3) 環境美化の推進
------	---

(1) リサイクルプラザ苫小牧の機能充実

① リサイクルプラザ苫小牧の機能充実

市民への情報発信や環境教育を推進するため、ごみの減量とリサイクルの推進に関わる情報発信基地として、各種情報の提供、体験講座やイベントを実施し、市民への意識啓発を行います。また、市民がこれらの情報に気軽にアクセスできるよう、市内中心部など利便性の高い地域にある公共施設において、ごみ・リサイクルに関する情報提供などを行います。

(2) ごみの減量とリサイクルの推進に関する情報発信

① 転入者に対する周知・啓発

ごみの排出方法や処理方法は自治体によって異なるため、市外からの転入者に対し、本市でのごみ減量への取組や正しい分別方法への理解を深めてもらうことを目的として、転入者が多い時期に相談窓口を設置し、積極的な周知・啓発を図ります。

② 情報発信の強化

若年層から高齢者まで幅広い市民に対して分かりやすく情報を提供するため、ごみと資源の分別ガイドブック「クリーンとまこまい」及び「ごみ収集カレンダー」を用いた従来の情報発信に加えて、ごみ分別アプリ「053City」やInstagram、Facebook、YouTubeなどの様々な媒体を活用して情報発信を強化します。

③ 次世代市民への環境教育の充実

市民と情報共有を図るための出前講座に取組みます。このほか、小中学生を中心とした次世代の市民にごみや環境の問題について関心を深めていただくため、環境教育副読本の活用などを継続します。また、未就学児児童向けのリーフレットやリサイクルプラザ見学など、さらなる環境教育の充実を図ります。

(3) 環境美化の推進

① ばい捨て防止対策の強化

まちの環境美化を推進するため、「苫小牧市ばい捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、新たなばい捨て防止看板の設置や、啓発ステッカー等でばい捨て防

止対策を強化します。また、市民が広く参加できるイベント等を通して美化意識向上を図ります。

② 不法投棄対策の強化

不法投棄対策を推進するため、不法投棄の未然防止に向けて、不法投棄多発箇所における啓発・警告看板や監視カメラの設置、監視パトロール、警察等関係機関との連携強化を図ります。また、不法投棄に対しては、不法投棄専用ダイヤル（53-0530（ごみゼロごみゼロ））の周知を継続して行い早期解決につなげるとともに、SNS を活用した不法投棄の発見・報告システムの導入を検討するなど対策の強化を図ります。

③ ごみ排出マナーの向上

まちの環境美化やごみの適正分別を推進するため、清掃指導員による日常的なパトロール、調査、排出ルールの指導に加え、不適正排出が多い箇所については、折りたたみ式ステーションへの切り替えなどで排出者責任を明確化することにより、さらなるごみ排出マナーの向上を図ります。

特に、共同住宅においては、「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、管理者との情報共有や入居者への周知のほか、市、管理者、町内会による三者合同パトロールを行うとともに、「共同住宅優良ごみステーション認定制度」を活用し、入居者の意識の向上を図ります。

④ 地域住民と連携した美化活動の推進

まちの環境美化を推進するため、町内会・自治会を対象とした「環境美化活動事業助成制度」を継続するとともに、各町内会・自治会・団体が行う様々な取組事例などを紹介し、市民と協働して環境美化に取り組みます。

3 【基本方針3】環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進

【基本方針3】環境負荷の軽減を目指す効率的なごみ処理事業の推進	
基本施策	(1) ふくしのまちづくりにふさわしい収集体制の確立 (2) 将来的な中間処理体制の確立 (3) 最終処分場の整備 (4) その他

(1) ふくしのまちづくりにふさわしい収集体制の確立

① 収集体制の効率化

家庭ごみの収集は、市民が衛生的で快適な生活を送る上で、不可欠な市民サービスのひとつです。コロナ禍においても、感染症対策を踏まえた新しい生活様式の確立に向けて、市民の排出マナーの向上に取り組むとともに、受託者である苫小牧廃棄物協同組合と協議を重ねながら、作業員の負担軽減や業務の効率化、また、状況に応じた収集カレンダーの変更など、全体の業務効率の見直しを図ります。

② ごみ収集の在り方の検討

超高齢社会に対応した収集体制の確立を目指すため、「ふくしのまちづくりにふさわしいごみ収集の在り方」について検討していきます。具体的には、高齢者等のごみ排出の問題を抱える世帯を対象とする戸別収集方法や、住民共助によるごみ排出支援制度などの社会実験を検討します。また、戸別収集モデル地区の現地調査やモデル地区町内会との協議を通して、官民協力による収集作業の効率化に向けた具体的な取組を検討します。

③ ふれあい収集の推進

単身高齢者、障がい者世帯でごみ排出が困難な世帯を支援するため、玄関先まで訪問し、声かけによる安否確認を行う「ふれあい収集」を継続します。

(2) 将来的な中間処理体制の確立

① 新たな中間処理体制の検討

将来に渡り安定したごみ処理を継続するため、沼ノ端クリーンセンターに代わる新たな中間処理施設の整備に加え、他都市の先進事例を調査・研究するなど、新たな中間処理体制の構築に向けた総合的な検討を行います。

② 安定的で効率的なリサイクル工程の検証

缶・びん・ペットボトル・紙パック、プラスチック及び紙類等の選別は民間委託による中間処理を行っており、今後もこの体制を継続しますが、コロナ禍の影響や社会情勢等を踏まえて、リサイクル工程を再検証します。

(3) 最終処分場の整備

① 最終処分場の整備

焼却残渣用の沼ノ端埋立処分場は、残余容量が不足していたことから、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて沼ノ端第 2 埋立処分場の造成工事を実施しました。

不燃残渣用の柏原埋立処分場は、令和 11 年に埋立終了予定となるため、次期処分場の整備について広域ごみ処理における事務組合を構成している安平町・厚真町と検討を進めます。

(4) その他

① 近隣自治体との連携強化

平成 13 年 7 月以降、本市の東側に隣接する安平町・厚真町と連携を図り、広域ごみ処理を行っています。本市のごみ処理施設がダイオキシン類排出規制に対応でき、十分な受入能力を有しているという状況に加え、定住自立圏構想の観点から、今後も広域ごみ処理を継続し、2 町と連携を図っていきます。

また、災害や事故等によるごみ収集運搬の遅延や処理施設の停止といった有事の際に備え、近隣市町村との広域連携協定の締結を推進します。

② 災害廃棄物処理体制の確立

近年、全国各地で自然災害が頻発しており、本市でも平成 30 年北海道胆振東部地震の被害に見舞われました。災害時のごみ処理体制を確立するため、国、北海道などと連携しながら、災害廃棄物処理計画の策定を含め、災害時の対応や災害廃棄物の適正処理に向けた取組を進めます。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状及び課題

1 生活排水処理体系

本市の生活排水の処理・処分の流れは以下のとおりです。下水道処理区域では、3つの処理区（西町処理区、高砂処理区、勇払処理区）に分け、それぞれの下水処理センターにおいて適正処理を行っています。

一方、処理区域外等については、合併処理浄化槽の設置やくみ取り方式で対応しており、くみ取りし尿や合併処理浄化槽汚泥は、西町下水処理センターで処理されています。

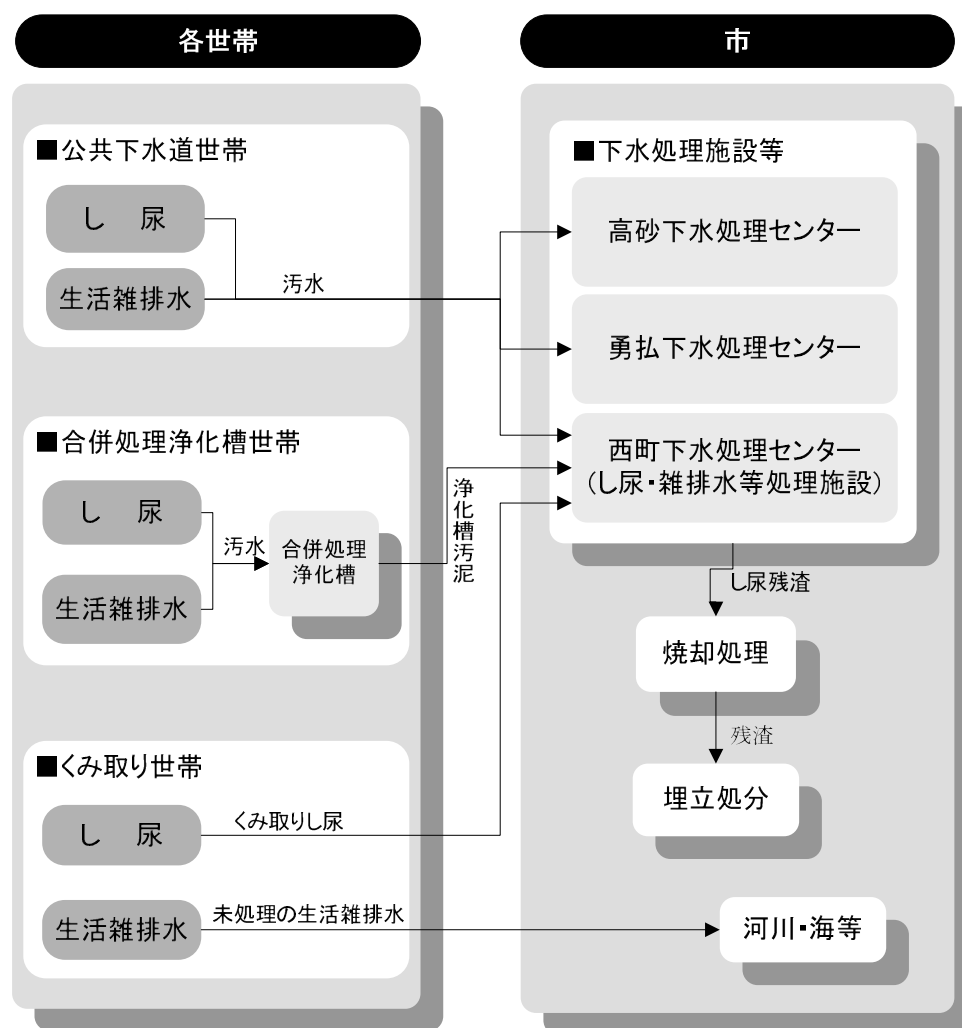


図 4-1 生活排水の処理・処分の主な流れ

表 4-1 下水処理施設の概要

施設名称		所在地	使用開始年	処理能力
①	西町下水処理センター	元町3丁目5番3号	昭和43年12月	28,240 m ³ /日
②	高砂下水処理センター	高砂町1丁目4番22号	昭和34年4月	33,600 m ³ /日
③	勇払下水処理センター	字勇払166番地の2号	昭和54年3月	12,170 m ³ /日

表 4-2 し尿・雑排水等処理施設の概要

施設名称		所在地	使用開始年	処理能力
④	し尿・雑排水等処理施設 (西町下水処理センター内)	元町3丁目5番3号	昭和43年5月	170,000 l/日

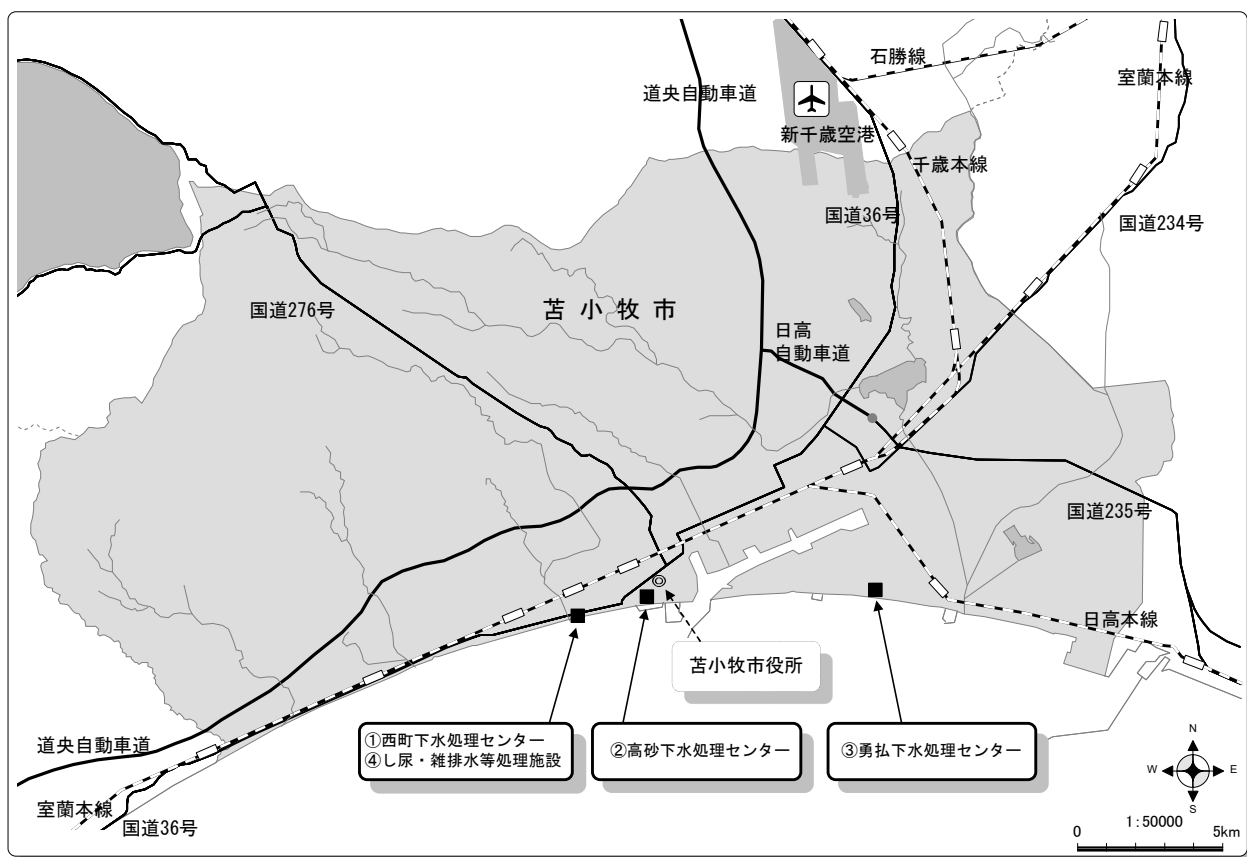


図 4-2 下水処理施設の位置

2 処理形態別人口の推移

本市の処理形態別人口の推移として、処理区域内人口に対する水洗化人口の割合は、平成 27 年度において 99.74%であり、令和元年度では 99.83%となっています。

行政区域人口に対する処理区域内人口と合併処理浄化槽人口を合計した人口の割合である汚水処理人口普及率は、平成 27 年度に 99.55%、令和元年度では 99.94%となっています。

また、くみ取り人口は、平成 27 年度に 780 人でしたが、令和元年度では 103 人となっています。

表 4-3 処理形態別人口の推移

(単位:人)

	番号	H27	H28	H29	H30	R1	備考
行政区域人口	①	173,308	172,601	171,699	171,275	170,555	
処理区域内人口	②	171,505	171,061	170,193	169,833	169,118	下水道事業概要
	水洗化人口	③	171,062	170,620	169,804	169,552	
	④	443	441	389	281	269	= ②-③
処理区域外人口	⑤	1,803	1,540	1,506	1,442	1,437	= ①-②
合併処理浄化槽人口	⑥	1,023	1,066	1,168	1,324	1,334	清掃事業概要
くみ取り人口	⑦	780	474	338	118	103	= ⑤-⑥
[汚水処理人口普及率]	⑧	99.55%	99.73%	99.80%	99.93%	99.94%	= (②+⑥) / ①

※汚水処理人口普及率 = (処理区域内人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域人口

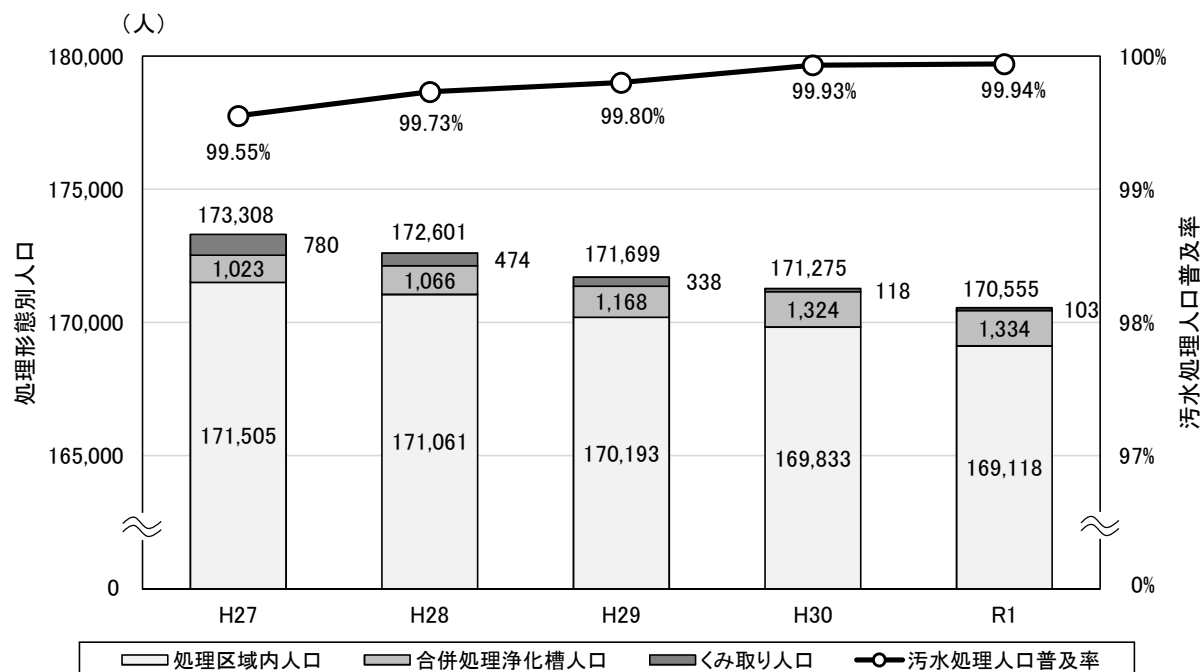


図 4-3 処理形態別人口の推移

3 浄化槽設置基数の推移

本市の浄化槽設置基数の推移は、年度によって増減があり、令和元年度では 24 件となっています。

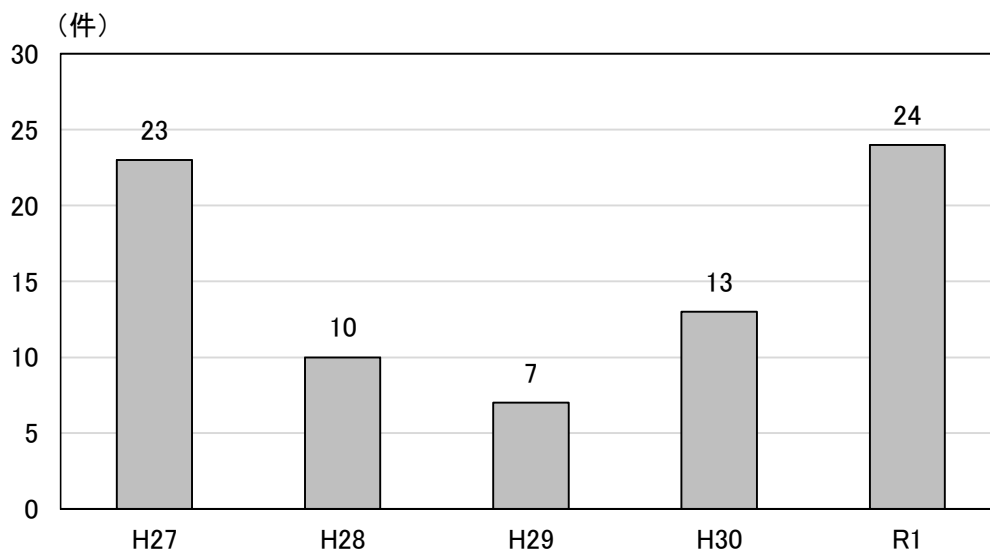


図 4-4 浄化槽設置基数の推移

4 収集運搬及び処理の現状

本市の行政区域内全域におけるし尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬は、直接申し込み方式で行っており、以下のとおり処理手数料を徴収しています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、平成 27 年度から令和元年度において、約 16,000～17,500kℓで推移しています。

表 4-4 し尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬の状況

	し 尿	浄 化 槽 汚 泥 (生活雑排水含む)
収 集 方 法	委託業者への直接申し込み	許可業者への直接申し込み
手 数 料	下水道処理区域内：50ℓにつき 322 円 下水道処理区域外：50ℓにつき 244 円	50ℓにつき 170 円

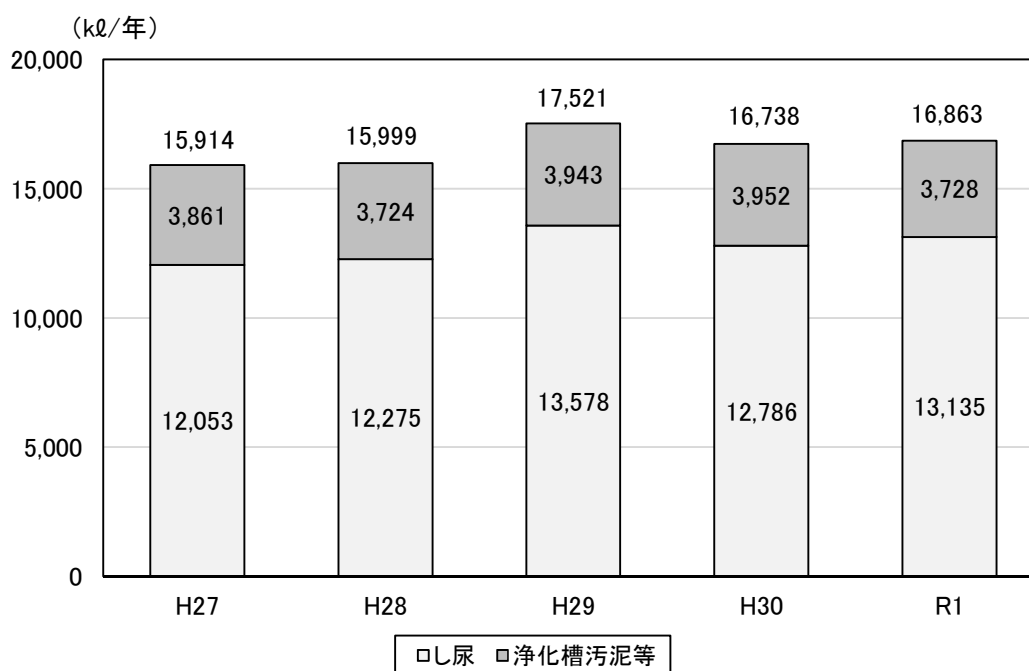


図 4-5 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

5 収集運搬及び処理経費の現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬及び処理経費は、平成 27 年度から令和元年度において約 145,000 千円から約 157,000 千円の間で推移しています。令和元年度は 153,625 千円であり、その内訳としては、収集運搬経費が 71,594 千円、処理経費が 82,031 千円となっています。

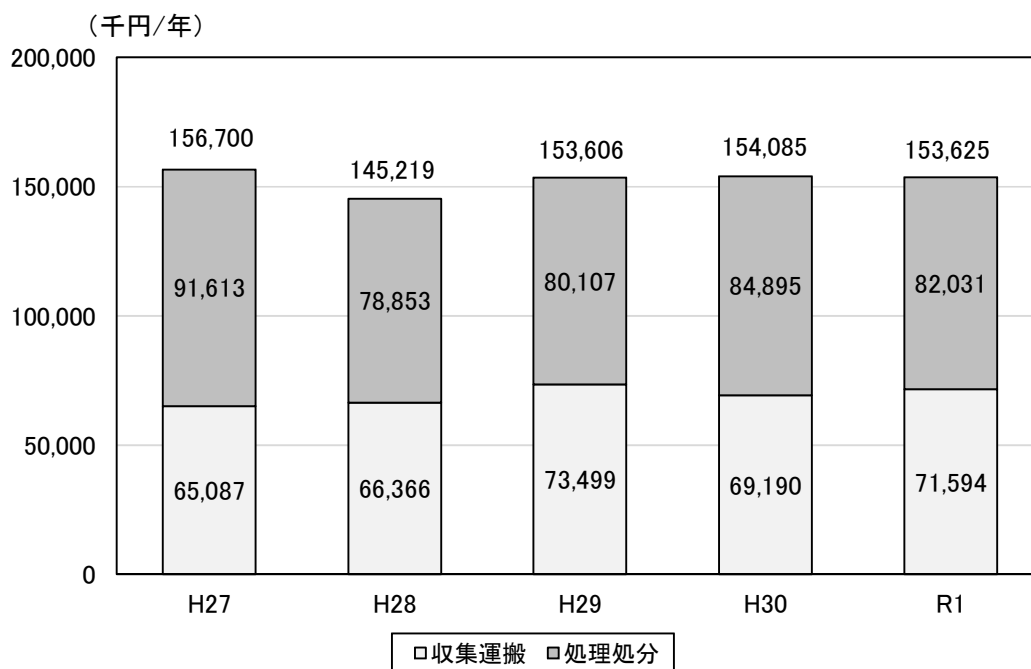


図 4-6 収集運搬及び処理経費の推移

6 生活排水処理の課題

(1) 生活排水への適正処理の働きかけ

本市の汚水処理人口普及率は 99%で推移していますが、地域の環境保全及び公衆衛生の向上を図るため、今後も適正な処理を継続していく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽の適正な維持管理の継続

合併処理浄化槽は、年 1 回の法定検査を受けるよう「浄化槽法」で規定されており、検査を受けていない世帯や事業者に対し、浄化槽の維持管理の改善について適切な指導をする必要があります。

第2節 計画の基本フレーム

1 基本方針

水質保全及び公衆衛生の向上を図るため、以下の2つを基本方針に掲げます。

基本方針1：生活排水処理施設の整備の推進

公共下水道の整備を進める一方、地域特性を考慮した上で、生活排水の適正処理を推進します。

基本方針2：環境負荷の低減を目指した普及啓発事業の推進

生活排水による環境負荷を低減するため、普及啓発を推進します。

2 基本目標

本計画では、令和6年度に汚水処理人口普及率を99.9%とすることを目指します。

目標値	汚水処理人口普及率
	令和6年度：99.9%

3 処理主体

生活排水の処理主体は、以下のとおりとします。

表 4-5 生活排水の処理主体

	対象物	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	各世帯
	浄化槽汚泥	市
くみ取り	し尿	市

4 処理形態別人口

数値目標を達成するための処理形態別人口は以下のとおりに設定します。

表 4-6 処理形態別人口

(単位:人)

	番号	実績		推計				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	
行政区域人口	①	170,555	170,827	170,225	169,623	169,022	168,420	
処理区域内人口	②	169,118	169,401	168,812	168,224	167,636	167,047	
	水洗化人口	③	168,849	169,138	168,559	167,980	167,401	166,821
	未水洗化人口	④	269	263	253	244	235	226
処理区域外人口	⑤	1,437	1,426	1,413	1,399	1,386	1,373	
	合併処理浄化槽人口	⑥	1,334	1,329	1,322	1,314	1,307	1,300
	くみ取り人口	⑦	103	97	91	85	79	73
[汚水処理人口普及率]	⑧	99.94%	99.94%	99.95%	99.95%	99.95%	99.96%	

※汚水処理人口普及率 = (処理区域内人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域人口

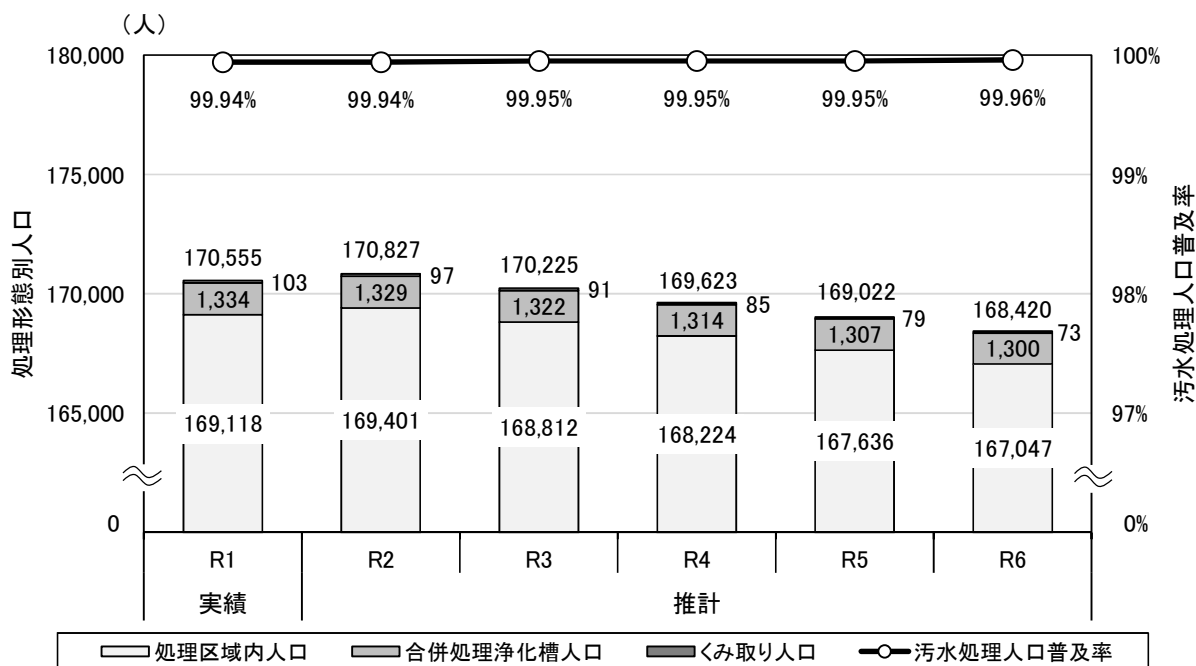


図 4-7 処理形態別人口

5 し尿・浄化槽汚泥の排出量

し尿・浄化槽汚泥の排出量の見込みは以下のとおりに設定します。

表 4-7 し尿・浄化槽汚泥排出量

(単位:kℓ)

	実績	推計				
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿	13,135	13,097	13,060	13,023	12,986	12,948
浄化槽汚泥等	3,728	3,687	3,667	3,645	3,636	3,606
合計	16,863	16,784	16,727	16,668	16,622	16,554

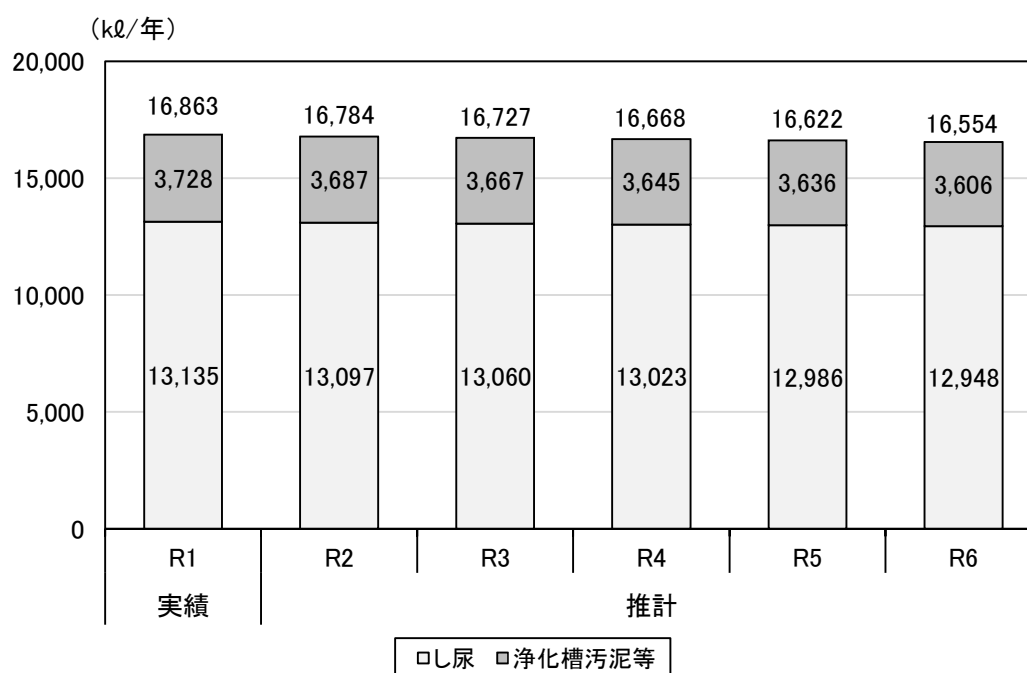


図 4-8 し尿・浄化槽汚泥排出量

第3節 生活排水処理計画

1 生活排水に関する施策

(1) 市民・事業者・行政による環境負荷低減の推進

水質保全や公衆衛生の向上を図るためには、市民及び事業者がそれぞれに対策することが必要であり、市民・事業者・行政の三者が協働で取り組みます。

(2) 生活排水の適正処理の推進

公共下水道等の整備を進める一方、適正な生活排水処理を目指すため、下水道区域外の市民や事業者に対し、生活排水の適正処理についてPR活動するとともに、合併処理浄化槽等の個別処理施設の維持管理に対する指導や啓発活動を推進します。

2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬施策

し尿・浄化槽汚泥の収集区域は行政区域全域とし、今後の生活排水処理施設の整備や更新などに対して受入体制と調整を図りながら適切に対応します。

(2) 処理施策

し尿・浄化槽汚泥は西町下水処理センター内において適正処理します。災害発生時や各種イベント開催時の仮設トイレからのし尿についても同様に適正な処理を行います。

(3) し尿処理の広域化施策

し尿・雑排水等処理施設は、昭和59年に投入層を供用開始してから40年近く経過し、老朽化が進んでいるため、新たな処理施設整備計画を策定する必要があります。一方で、技術職員の減少や建替えにかかる費用などを考慮する必要があるため、近隣市町村との広域処理を視野に入れた施策の検討を行います。

苫小牧市一般廃棄物処理基本計画【改定版】

令和 3 年 3 月

発行：苫小牧市役所環境衛生部ゼロごみ推進室

〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地 25

Tel (0144) 55-4266

Fax (0144) 55-3929